平成１７年第５回防府市議会定例会会議録（その４）

○平成１７年１２月１３日（火曜日）

○議事日程

平成１７年１２月１３日（火曜日）　　午前１０時　開議

１　開　　議

２　会議録署名議員の指名

３　一般質問

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（２８名）

１番	行重延昭君	２番	伊藤　央君
３番	松村　学君	４番	山下和明君
５番	重川恭年君	６番	斉藤　旭君
７番	藤本和久君	９番	田中敏靖君
１０番	木村一彦君	１１番	山本久江君
１２番	横田和雄君	１３番	平田豊民君
１４番	安藤二郎君	１５番	藤野文彦君
１６番	三原昭治君	１７番	髙砂朋子君
１８番	今津誠一君	１９番	原田洋介君
２０番	河杉憲二君	２１番	河村龍夫君
２２番	大村崇治君	２３番	佐鹿博敏君
２４番	山根祐二君	２５番	田中健次君
２７番	中司　実君	２８番	山田如仙君
２９番	深田慎治君	３０番	久保玄爾君

○欠席議員（２名）

８番	弘中正俊君	２６番	馬野昭彦君

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	岡本勝實君
監査委員	大木孝好君		

○事務局職員出席者

議会事務局長	檜垣健次君	議会事務局次長	徳冨健司君

午前１０時　　開議

○議長（久保　玄爾君）　定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、弘中議員、馬野議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（久保　玄爾君）　本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。２７番、中司議員、２８番、山田議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（久保　玄爾君）　ここで、１２月５日、市長から提出された平成１７年度一般会計補正予算にかかわる給与費明細書について、本日付をもって訂正したい旨の申し出があります。訂正の内容については、お手元に配付いたしております正誤表のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保　玄爾君）　ここで、教育長より、さきの一般質問における藤本議員の質問に対する答弁を訂正したい旨の申し出がございましたので、これを許します。教育長。

○教育長（岡田　利雄君）　おはようございます。１２月１２日の一般質問におきます藤本議員様の御質問に対する自席からの御答弁について、お手元の申出書のとおり、その一部を訂正させていただきますとともにおわびを申し上げます。

一般質問

○議長（久保　玄爾君）　これより一般質問を行います。１７番、髙砂議員。

〔１７番　髙砂　朋子君　登壇〕

○１７番（髙砂　朋子君）　おはようございます。公明党の髙砂でございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず１点目、食育についてお伺いいたします。

本年６月に食育基本法が成立し、７月に施行されました。現在、食育という言葉はまだまだ認知度も低く、耳なれない印象がありますが、その重要性は認識されてきております。そもそも、明治後半、今から１００年以上も前にジャーナリストが言ったのがルーツで、徳育よりも、知育よりも、体育よりも食育が先、体育、徳育の根元も食育にあると記述しております。

当時は、物質的には豊かではありませんでしたが、多くの人に食育という言葉とともに大切だということが知られておりました。しかしながら、残念なことにその後の時代は変動をきわめ、飽食の時代にはなりましたが、生命の源である、また土台である食の教育が隅に押しやられてきたのが現実です。

体育はあるが食育はない、体育協会はあるが食育協会はない、交通安全教室はあるが食の安全教室はないと、ある著名な食生活健康ジャーナリストが残念な現状を紹介しておりました。ここに来て、特に子どもの食をめぐっては、放置できない多くの問題が起きており、危機的状況が叫ばれております。

１点目は、健康問題です。偏った栄養摂取や不規則な食事などにより、肥満の増加や生活習慣病の低年齢化、思春期の非健康的な無理なダイエットなどによるやせの問題も大きいようです。

２点目は、食事を抜く欠食の問題です。幼児から高校生に至るまで、朝食を抜き、午前中は脳が目覚めない子どもたちが急増しているということです。昼食でやっと元気になる、大人について夜遅くまで起きている。朝また起きられない、朝食を抜く、この悪循環が問題になっております。

３点目は、社会環境やライフスタイルの変化に伴い、一人で食事をする孤食の増加の問題です。塾通いやスポ小などの学校以外での子どもたちの活動が増えたり、保護者の勤務

状況の多様化により、家族のコミュニケーションを大切にしながらの食事リズムや生活リズムを規則的にすることが難しくなってきているのが現状です。これらの問題は、余りにも日常的な情景の数々で、ほとんど問題視されておらず、本来子どもたちが楽しく食べることを通して学ばなければならない生きる力の創出につながっており、それが危機的状況と言われるゆえんではないでしょうか。

前述のジャーナリストが、「結ぶ、結び、息子、娘の「むす」は、古く万葉の時代から生き生きと生命力があふれる元気な様子を意味する。私は、「結ぶ」の反意語が「切れる」ではないかと思う。今、食の乱れが子どもたちの心、体、頭を急速にむしばんでいる。青少年による非行、残忍な犯罪の増加などの根底には食の乱れがある」と言っております。多くの方の懸念がそこにあります。

このような背景か、食育基本法は施行されました。同法では、「食育の定義」として、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとし、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する」としています。国民の健康増進と豊かな人間形成を目指して、食への理解を深める施策や食育推進運動の展開などを国や自治体に求めています。

これに伴い、今後、基本計画の策定がされていくわけですが、我が防府市においては新年度には中学校給食の開始という、食育というテーマをおざなりにすることのできない重要な時期を迎えておりますので、いま一度、食育に対して明確にして臨む必要があると思います。

そこでお尋ねいたします。防府市においては、このような時期にあって、子どもたちのための食育に対し、どのようなお考えを骨子にされているのか、どのように取り組んでいかれるのか、また、中学校給食開始に当たり、食育という観点から準備されていることがあるのか、お聞かせください。

また、栄養教諭の導入についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

本年４月から、国の栄養教諭制度がスタートいたしました。県もこの夏、研修等も行い、準備を進めております。栄養や食事のとり方の正しい知識や食の自己管理能力、望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせることが目的です。食育も重要な教育と位置づけられた本年、この流れが一段と本格化していくときにあって、ぜひとも県にも積極的に働きかけていただき、導入、定着させていただきたいと思っております。

もう１点、乳幼児を持つ母親を対象にした「食育」の取り組みの実施状況をお聞かせください。

乳児期は、安心と安らぎの中で親と子を結ぶきずなとしての食事に、幼児期は食べる意

欲を大切に、食の体験を広げながら食習慣の基礎づくりとしての食事という観点から、食育は大変重要であります。

先日、山口農政事務所の方の「食育のすすめ」と題する講座を受講してまいりました。生活習慣病の予防は、乳幼児期から始めることが大切である。メニューをバランスよく、賢く選び、自分で健康管理ができるためには、学校や家庭で食育を徹底すること。食育とは、人をよくするようにはぐくむことであり、食べ方上手は一生の徳を体得させること。食育に興味がある親子だけ集めて教えるというときではない。すべての子どもに平等に、教育的視野に立って教えていくことが不可欠であるという貴重なお話でございました。

家庭が根本であることは周知のことですが、その家庭教育力が低下している時代、崩壊、またはさらに深刻な溶解の時代だからこそ、すべての子どもに平等に教育の現場や行政から発信し、子どもから家庭に広げていくしかないのではないかと思っております。

先日、幼児教育に３０数年間携わってこられた方がこうおっしゃっておりました。「子どもたちの成長を願い、心を豊かにするために、表現活動を中心に取り組んできました。それはそれで大切なんだけれども、底辺となるのは命と心を育てる食育だという結論に達しました。周りの人に感謝し、自然に感謝し、物に感謝し、何よりも食物のもとはすべてに命があった、その命に感謝できるのが食育です」とのことでした。食育の重要性を改めて強く心に刻ませていただいた一言一言でありました。

防府市は、自然豊かで、山の幸、海の幸に恵まれ、文化も薫るすばらしいまちです。「抱きしめたい防府」と表現された方がいらっしゃいましたが、このまちで、どうか未来の宝である子どもたちのために、その先のとうとい命の連鎖のために、どこのまちにも負けない食育の取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、児童・生徒の防犯対策についてお伺いいたします。

先日より連続して起こりました広島、栃木の小１女児の下校時における殺害事件は、余りにも残酷で、私も１人の保護者として日々の報道に胸が締めつけられる思いでいっぱいでございます。朝、いつものように「行ってらっしゃい」と声をかけた我が子が、我が孫が「ただいま」と元気に帰ってこない辛さ、悲しさは想像を絶するものがあります。非力な自分を忘れて、何とかしなければ、何とかしなければと自問自答の毎日でございます。女の子が通っていた広島の小学校校長は「守ってあげられなくてごめんね」と涙をこらえて精いっぱいのコメントをされました。だれもがこのような悲しい言葉を二度と聞きたくない、言ってはならないと思われたことでしょう。

私は、この１年間、子どもたちの命を守り、健やかに育てていくためには何ができるか、何をしなければならないかを浅学な身ということは十分承知の上、１人の母親として私な

りに考え、ここで提案もさせていただき、精いっぱい訴えてまいりました。今回も取り上げずにはおれませんでした。

広島での事件のとき、女の子が住んでいた地域の方々が強くおっしゃっていたのは、半永久的に地域の子どもたちは地域で守っていくしかないということです。保護者の目だけでは到底行き届かないのが現状です。親不在の空白の時間の危険な状況、そこを地域のたくさんの目で補っていく取り組みがさらに全国で広がっていくでしょう。

県教育委員会は、１１月２４日、公立校や市町村の教育委員会などに対し、集団登下校や防犯ブザーの携行などによる児童・生徒への注意喚起、通学路の危険場所の把握、地域住民の協力による見守りの実施等々、安全確保の対策を拡充するように通知を出しました。

そこで、お尋ねいたします。今回の事件を受け、市民の皆様の中にもさらに防犯の意識が高まっていることと思いますが、今後の取り組みをどのようにお考えなのか、お聞かせください。

また、具体的な御提案として、１つ、各学校ごと、地域ごとの特色を生かした学校内外の防犯のためのスクールガード隊（見守り隊）などの配置及び呼びかけについてであります。私は、６月の一般質問で、スクールガードの配置を要望いたしました。協議・検討するとの御答弁でございましたが、事態は急を要していると思います。その後の進捗状況をお聞かせください。

２、子どもの防犯のためには、地域のたくさんの目が絶対必要ということから、仮称ではございますが、「子どもの防犯便り」を定期発行し、市広報と同時に全戸配布してはどうかと思っております。例えば、各地域の取り組みを紹介すれば、それならうちのところでもやってみようと、いいことの輪が少しずつでも広がっていくのではないでしょうか。また、不審者に遭遇したときにはどうすればいいかということを紹介して、親子、家族でしっかり学んでいただき、防犯意識の向上につなげていくこともできます。また、事件を未然に防げたという事例などを紹介していくことも大きな抑止力になるのではないでしょうか。今こそ、子どもたちを見守る私たち大人の目と心を市内じゅうに張りめぐらせるときではないかと思っております。

子どもを守る３カ条を発表した報道がございました。１つ、登下校時、１人にしない、２つ、ボランティアなどによるパトロール、３つ、声かけ運動。無関心を装わないで、小さなおせっかいをしていこう。これだけやったから子どもの防犯は大丈夫ということは絶対ありませんが、半永久的にと心に誓われた、広島のあの地域の方たちの心情に私たちも少しでも近づかなければ、今すぐ何かを始めなければ、たった７歳でとうとい命を奪われたあの少女たちに申しわけないと心から思います。

未来ある子どもたちの命を守り、健やかにはぐくんでいくための施策が松浦市長さんの御英断、陣頭指揮のもと、市内じゅうに行き渡ることを強く願い、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（久保　玄爾君）　１７番、髙砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長　松浦　正人君　登壇〕

○市長（松浦　正人君）　私からは、子どもの防犯対策についての御質問にお答えいたします。

まず、広島の小１女児殺害事件を受け、今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。広島での事件、それに続いて発生した栃木での、それぞれ下校時の事件は、まことに心痛むものでございまして、御両親をはじめとする御親族、学校や地域の方々の心中は察するに余りあるものがございます。心からお悔やみを申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたしております。

広島での事件を受け、防府市教育委員会では、安全確保体制のより一層の充実を図るため、１１月２４日に各学校に児童・生徒への指導、保護者への注意喚起を依頼したところでございます。その際、防府警察署から提供を受けた不審者対応に関する家庭向けの資料及び山口県教育委員会からの通知文も添付いたしました。また、栃木での事件発生を受け、１２月４日に児童・生徒の安全確保のための対策の強化及び実施内容の報告を各学校に依頼いたしました。

各学校からは、児童・生徒への危機回避のための指導の徹底及び集団下校の実施、通学路の再点検による危険箇所の見直し、下校中に１人になる場所の再把握、各地域の保護者や自治会の協力を得ての見守り活動等が報告されております。また、ＰＴＡや自治会との対策会議等の開催も予定されており、各学校において可能な限りの対応をしているところでございます。

加えて、防府市教育委員会から防府警察署に、市内全小学校の低学年児童の下校開始時刻を連絡し、防府警察署の警察官による下校時間帯のパトロールを強化していただいてもおります。

教育委員会といたしましては、今回の事件発生を受けての各学校の取り組みの情報を整理し、それを発信することで各学校の安全確保対策の強化に役立てるとともに、防府警察署等の関係機関との連携も強化してまいりたいと考えております。

また、本市においては、一昨年度から、防府警察署と連携した、不審者の侵入に備えた避難訓練を開始し、昨年度中は全小学校及び中学校５校で実施しております。本年度は、小学校では特に登下校のときなど、学校外で不審者に遭遇した場合を想定した児童の不審

者対応訓練を、中学校では昨年度に引き続き、学校内への不審者の侵入に備えた避難訓練の実施を計画し、１１月２９日に本年度分の訓練を終了したところでございます。来年度は、本年度実施できなかった学校において訓練を実施する予定であります。

また、昨年度から、市内全小・中学校の児童・生徒へ防犯ブザーを支給し、本年度も新入学児童へ支給しております。今後も、関係各機関や団体と連携しながら、児童・生徒の安全確保体制を一層充実させてまいりたいと考えております。さらに、不審者が徘回しにくい地域づくりや不審者の早期発見・早期対応など、地域や各関係機関、関係団体との連携体制をさらに強化していくことにも努力してまいりたいと考えております。

次に、各学校、地域の特色を生かした学校内外の防犯のためのスクールガード隊（見守り隊）などの配置及び呼びかけについての御質問にお答えいたします。

不審者の早期発見・早期対応体制の整備や、不審者が徘回しにくい地域づくりを進めていくには、地域や各関係機関、関係団体との連携体制を強化し、いわゆるスクールガード組織の各地域での立ち上げや活動の活性化が重要であると考えております。既に、各学校や地域では、交通安全指導や声かけ運動と連動したスクールガード活動が実施されておりますが、本年度、山口県教育委員会は、文部科学省から、地域ぐるみの学校安全体制整備事業の委託を受け、県内各地域へのスクールガードリーダーの配置を開始いたしました。防府市には、警察官０Ｂの方と、スクールガード組織、「中関見まわり隊」を結成された方の２名のスクールガードリーダーが配置されております。

本市では、警察官の視点、地域活動推進者の視点という２つの視点から、各学校の現状分析や指導・助言が行えると考え、スクールガードリーダーによる学校訪問を実施することにいたしました。１１月から実施しておりますが、来年１月中旬を目途に、市内のすべての小・中学校を訪問する予定であります。

この学校訪問は、各校区のスクールガード組織や安全確保上の課題や問題点への指導や助言とともに、各学校における安全確保上の工夫等の情報収集とその分析及び各学校への有益な情報の発信を目的としております。

御案内のとおり、中関地区の「見まわり隊」をはじめとして、佐波地区、小野地区でもスクールガード組織の活動が開始されておりますが、教育委員会といたしましては、それらの組織の立ち上げや運営のノウハウ、実施上の課題等も把握し、それらの情報を各学校に発信することで、地域間の情報連携の強化に役立てていただきたいと考えております。

以上のような活動によって、より多くの地域でのスクールガード組織の立ち上げや活動の活性化を支援してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、仮称「子ども防犯便り」の定期発行と全戸配布についてでありますが、先ほど

も述べましたように、不審者情報については、防府警察署と連携し、ファクスと電子メールによって速やかに学校へ連絡できる体制を整備しております。また、防府警察署がインターネットで配信しておる「ポリスニュース天神山」には、不審者情報だけでなく、各地域のスクールガードの発足や活動等の情報も掲載されております。各学校では、インターネットに接続し、必要に応じてポリスニュースの情報を活用できるようになっております。

しかしながら、各学校の得た情報は、児童・生徒の保護者には届くものの、保護者以外の地域の方々には届きにくいことは議員御指摘のとおりであります。学校によっては、地域の自治会等の協力を得て、学校便り等を学校区の全戸に配布しているところもございますが、より多くの地域の方々への情報発信も必要なことから、学校や防府警察署、本市広報広聴課等の庁内各課との連携も図りながら、情報発信範囲の拡大について、今後研究してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長並びに健康福祉部長より答弁いたします。

○議長（久保　玄爾君）　１７番。

○１７番（髙砂　朋子君）　広島、栃木の小１女児殺害事件を受けての早急な対応、また可能な限りの対応、また具体的なこれまでの取り組みについて、本当に心から感謝申し上げます。

警察の指導のもと、家庭・学校・地域の連携が絶対重要である、不可欠であるということで、最大限に市としても取り組んでいきたいとの大変前向きな御見解をいただきまして、感謝申し上げます。また、地域の底力を今こそ発揮して、子どもたちを守っていくしかないという確信を抱いた次第でございます。

事件の起こりました広島市は、昨年４月から学校安全ガードボランティアという制度を発足させております。地域の方と保護者の方が一体になって、学校内とその周辺を巡回する取り組みで、被害者の女児が通っていた矢野西小学校でも、ことし１０月１４日に導入、発足したばかりでございました。市教委の担当者は、校内の不審者対応中心になっており、通学路の安全対策については不十分だったかもしれないと、大変残念なコメントをしている旨の新聞記事を読みました。罰せられなければならないのは手を下した容疑者であることには間違いはございませんが、「ああすればよかった」とか、「こうすればよかった」では取り返しがつかないわけだと思うわけです。

今こそ、緊急を要すること、また、これから取り組まなければならないことを計画性・実効性をもって、学校内外のガードにさらに取り組んでいただきたいと要望いたしたいと思います。

そこで、１つ質問をいたします。先日、地元大道小の報道も大変危惧をいたしましたが、

最近市内で把握されている不審者情報の件数、また、状況であるとか市教員の対応等もありましたら、具体的にお聞かせください。

○議長（久保　玄爾君）　教育長。

○教育長（岡田　利雄君）　お答え申し上げます。

本年度、４月以降、きょう現在まででございますが、教育委員会の方に寄せられました不審者に関する情報は２２件ございます。その中の６件につきましては、各学校に注意喚起のための情報を提供しています。不審者情報が寄せられた場合には、防府警察署との連携を密にしながら、また警察署の御指導を受けながら、市内各小・中学校に注意喚起の情報を提供していっているのが現状でございます。

２２件の中で重立ったものは、声かけが圧倒的に多うございまして、１３件ございます。声かけと合わせて７件が児童に接触するというふうなことが起こっていますが、大事には至っていないのが現状でございまして、絶対あってはならないことですけれども、こういった現状です。

なお、これ以外にも後をつけていくというのが４件ございます。圧倒的に多いのは声かけ、それから体に触るという、こういう行為、それから後をつけていくというふうなことがございます。

先ほど、議員さんに御案内いただきましたけれども、大道小学校の１２月９日の不審者の目撃に関する件につきましては、現在、不審者の確認ができていませんし、推測の域を出ないというのが防府警察署の御判断でございますけれども、関係の方々には大変な御心痛をおかけしました。絶対に今後こういったことが起こらないように、心を新たにしながら、また、お互いに児童の安全ということを第一義に考えながら、教育委員会としての教育行政を進めてまいろうと思っています。

なお、少し時間をいただきますなら、一、二事例を申し上げますけれども、帰宅途中に不審者に声をかけられたり、あるいは「こっちにおいでよ」というような優しい言葉で声かけが行われているのが多々ございますけれども、１件、防府が貸与していますブザーが役立った事例がございまして、これは男子の３年生の児童がこの状況に遭遇したわけでございますが、防犯ブザーを鳴らしましたら、その近所にお住まいの方が出てこられて、それを見て相手の男が逃げていったという、こういうことが、これを含めて２件ございます。

それから、気になるのはやはり先ほどの声かけにあわせてスカートをめくったり、あるいはその部分に触るという行為が何件かあるのは先ほど御披露申し上げました。今のところ、大きな事件にはなっておりませんが、一歩間違うと他県でありますような大きな事件につながりかねないので、心を引き締めながら、行政として、また学校として、あるいは

地域の方々に呼びかけながらこれに対応しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１７番。

○１７番（髙砂　朋子君）　ありがとうございます。お聞きしながらも背筋がぞっとするような思いでございました。何か起きたときの対応が絶対大切であり、今後にしっかり生かしていくべきだと思っております。通告を出しましたときから事態は刻一刻と進み、県警と県教委の連携強化のもと、学校周辺や通学路の見回りを警察が調整し、大人の目が行き届くよう態勢を整えるということを決めております。保護者・学校・地域の連携をさらに強めて、それらの対応に、応じていきたいと、そのように決意をしておるところでございます。

そこで、もう１点ちょっとお伺いいたしますけれども、先日、ことし５月に発足されました「中関見まわり隊」、市長の御答弁の中にも御紹介がありましたけれども、そのある方にお話を聞いてまいりました。冬は緑色の蛍光ジャンパー、夏は暑いのでベストだそうなんですけれども、それを着て、毎日だれかが出動する、これを当番制で決めている。ウオーキングやごみを拾いながら、子どもの安全と地域の環境を守るための活動をしているんだということでございました。

最初は子どもたちの反応もなかったようですけれども、子どもたちのあいさつも増え、しっかり私たちの存在を覚えてもらったことが大変うれしいとおっしゃっておりました。緑色のジャンパーのおじさんやおばさんが中関の中をうろうろしているよということが、悪いことをしようとする人たちへの抑止力になっているはずだと意欲を燃やしておられました。

このようなお取り組みはすばらしいことだと思いますけれども、この目立つ色のジャンパーが市内のあちらこちらで見られるならば、「子ども１１０番」の旗と合わせて、大きな抑止力になるのではないか、また、地域の皆様も何かしたい、何かお手伝いをしたい、私たちも何か子どもたちを見回っていきたいと思っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃると思うのですけれども、そういった方々の取り組みがしやすいのではないか、そういうふうに思うわけです。

行政がリーダーシップをとることによって、たくさんの方が手を挙げてくださるのではないかと思っております。これは、突然な御質問ではございますけれども、市として、例えば共同購入であるとか、支給であるとか、助成はできないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　そういうふうなユニホームということの予算化ということでございますが、今の中関見まわり隊等につきましても、それぞれ地元の方で立ち上げをされ、ボランティア的な活動をしておられるところでございます。当面はそのようなボランティア活動という精神というものを大事にしたいと思いますので、当面、それぞれ各地域で努力をしていただけたらと思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１７番。

○１７番（髙砂　朋子君）　ボランティア精神を尊重してということではございましたけれども、しっかり行政がリーダーシップをとっていく、その一助になればと思っておりますので、強く要望したいと思います。

それから、「子ども防犯便り」の定期発行、また全戸配布についてでございますが、必要性を感じていらっしゃるということをお答えいただいたように思いました。また、研究してまいりたいとの御答弁をいただきましたので、強く希望したいと思います。

確かに、我が家の中１の子どもが、先日、事件後、防府警察署発行の「ポリスニュース天神山」と「地域安全ニュース」のコピーを学校よりいただいて帰りました。１１月２０日、市内で女児児童が不審者に声をかけられ、体を触られる痴漢の被害に遭ったという情報も、私もこのペーパーで知りました。子どもたちへの指導事項も書いてありました。子どもたちを守っていくためのより多くの市民の目が必要との思いから、このような情報を月１回でも市民全体で共有できないものかと思っている次第でございます。どうか御一考、よろしくお願いいたします。

最後でございますが、今すぐ何かを始めなければならないという思いでいっぱいです。日ごろよりお心がけとは思いますし、僭越ではございますが、この議場にいらっしゃる議員の先輩方々、執行部の方々、また傍聴に来ていらっしゃる方々の皆様で、きょうの夕方、ぜひとも下校時の子どもたちに目を向け、心を砕いて見守ってあげていただきたいと願わずにおられません。皆様方の一波から万波へと大きく広がっていくことを願い、この項の質問を終わらせていただきます。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　ただいまの議員の重ねての御要望といいますか、当然のことでございますけれども、強い御意見、重く受けとめておるところでございます。

市は、防府消防署の電光掲示板にも、歳末の助け合いあるいは交通安全等々と同じような視点で、子どもたちへのそういう不審者等の情報などがあったら、すぐさまいただきたいというようなことなども流すようにとかいうような指示も、実は広報広聴課の方を通じて出しているところでございますし、先ほどの「見まわり隊」の市内の全組織化というこ

とも、ボランティアの方々のとうとい御活動とあわせて、私たちもその動きの中に入っていく必要が行政としても大いにあると、そのように思っておりますので、連日、とうとい汗を流してくださっている方々との連携、あるいはＰＴＡや子ども会の方々との協議・連携を図りながら、市内の全小学校区でそのような活動が起こっていきますように、応分の対応を、ジャンパーのお話もございましたですけれども、それらも含めて検討させていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保　玄爾君）　それでは、続いて食育について、教育長。

〔教育長　岡田　利雄君　登壇〕

○教育長（岡田　利雄君）　食育についての御質問にお答えします。

まず、子どもたちのための食育に対する考えと取り組みについてですが、防府市教育委員会では、学校教育推進の柱の一つとして、「健康・体力をはぐくむこと」を掲げております。食育は成長期の子どもたち一人ひとりが食についての正しい知識を持ち、規則正しい食生活を実践する態度を身につけるために欠かせないものであります。

本市ではこれまで、市内各小・中学校における生活科、保健、技術家庭科及び総合的な学習の時間等での学習指導や給食指導を通して食育の推進に努めてまいりました。また、今年度、９月末までに市内各小・中学校１３校で延べ４２回、３，１９５人の児童・生徒を対象とした「地域の方との連携による食に関する指導」が実施されております。

さらには、平成１６年度から、牟礼南小学校が「子ども元気創造推進モデル校」の指定を受け、さまざまな研究や実践をし、その成果を県下に広く普及させるとともに、家庭や地域社会への啓発等を目的とした授業を展開しております。

今年度は、親子料理教室や生活安全点検活動を通して、児童と保護者が朝食の役割や食生活の改善について理解を深めたり、ふるさと給食の活動を通して、食物や生産者に対する感謝の気持ちをはぐくんだりして、成果も上がっているところであります。

今後は、この研究の成果を市内小・中学校に広め、本市における食育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、栄養教諭の導入についてお答えします。

現在、食育の充実を図るために、文部科学省、山口県教育委員会において栄養教諭の育成に力を入れているところであります。防府市教育委員会といたしましては、今後は多くの栄養教諭が配置されるよう、山口県教育委員会に積極的に要望してまいりたいと考えております。

○議長（久保　玄爾君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下　陽平君）　御質問の乳幼児を持つ母親を対象にした食育の取り組

みについてお答えをいたします。

乳幼児が正しい食生活習慣を身につけるためには、まず親が食生活習慣についての正しい知識を身につけ、食育を実践していただくことが重要と考えております。したがいまして、保健センターで毎月実施しております乳児相談、１歳６カ月児及び３歳児健康診査において正しい食生活習慣への理解が得られますよう、栄養士や保健師が授乳や離乳食、幼児食等に関する相談に応じるとともに、食育にかかる指導を行っております。

今後とも、関係団体や関係機関と連携し、健康教育等、あらゆる機会をとらえまして食育の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（久保　玄爾君）　１７番。

○１７番（髙砂　朋子君）　さまざまな地道な食育に対しての今までの取り組みに感謝申し上げます。今回、食育基本法、成立、施行されたのを受けて、内閣府に食育推進室また食育推進会議が設置され、食育担当大臣も任命されて、食育推進基本計画づくりがスタートしております。来年度の予算概要要求にしても、食育推進の予算は大幅に増額されております。いずれ、我が防府市においても食育推進基本計画策定という運びになろうかと思いますけれども、その折は、どうぞ思い切った予算編成の中で、子どもたちの健全育成のために、積極的な施策の導入をよろしくお願いしたいと思います。

それから、栄養教諭の導入については、前向きに検討してまいりたいとの御答弁、ありがとうございます。食育基本法の「学校、保育所等における食育の推進」という項では、「食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育推進において果たすべき役割についての意識の啓発」、「食育に関する指導体制の整備」、「学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施」をしていくとあります。栄養教諭の導入は、県の施策の動向を見ながらということにはなりますけれども、ぜひとも積極的に働きかけていただき、しっかり中学校給食が始まるんだということもあわせてアピールをしていただき、導入・定着をしていただきたいことを要望したいと思います。

ここで１点、市内の学校農園についてお伺いしたいと思います。

食育は、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの、食に関するさまざまな体験活動が必要だということを聞いております。農産物がどのようにして生産されていくかを知らない子どもたちが急増しております。御飯を見ても、食べても、稲穂が書けなかったり、落花生が地中の中で実をつけていることを知らないとか、ブロッコリーのなり方もわからないとか、そういったことがたくさん挙げられると思います。

農への親近感や生産者の方や食材に対する感謝の心をはぐくむためにも、学校農園の取り組みは大変重要だと思いますがいかがでしょうか、市内の現状もあわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（久保　玄爾君）　教育長。

○教育長（岡田　利雄君）　議員御質問の学校農園の活用状況につきましてお答え申し上げます。

市内の小・中学校には、現在、小学校１４校、中学校７校で学校農園が活用されております。米や野菜などを校地内または地域の田畑を利用して栽培や収穫をし、学校給食、調理実習あるいは地域行事の食材等にその一部を活用しております。このような活動は、食物が苦労してつくられることを体験することによりまして、食物の大切さや生産者に対する感謝の気持ちも実感できる重要な体験活動であるというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、食育は知育、徳育、体育の基盤をなすものであると考えます。今後も、健全な食生活を実践することができる力を育てるべく、食育の一層の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久保　玄爾君）　１７番。

○１７番（髙砂　朋子君）　場所の確保や指導者の確保、維持管理の大変さも、また御苦労もおありになるかとは思いますが、ぜひとも市内全域でさらに充実したお取り組みがされていきますよう、今後ともよろしくお願いいたします。

それから、最後の項ですけれども、乳幼児を持つ母親を対象にした食育の取り組みについて、さまざまな今までのお取り組みに敬意を表します。しかしながら、時代の変貌はとどまることを知らず、中には育児放棄、ネグレクトの症候も出てきているのが現状であろうかと思います。

以前、大変ショッキングな情景を私は目にしたことがあります。学校帰りの女子高校生がコンビニから出てきて自転車にまたがった途端、口にしたものはマヨネーズでした。ジュースを飲むようにそれを流し込むさまを見て、私は唖然とし、この子がやがてお母さんになったとき、子どもにどうやって御飯を食べさせるんだろうと心配になりました。また、ミルクをひもでつるし、赤ちゃんはお腹がすいたらそこへはっていってそれを飲む、ペットじゃあるまいしと怒りを持ってこの情景を見たことがあります。

心と心を結び、心を育てる食育の重要性を若いお母さんたちに対しても強く感じております。若いお母さんたちだけではなく、私たちも一緒ですが、さまざまな場所で、聞いただけでは命にすとんと入らないものです。食育には五感が大事であり、すなわち体験――つくってみるとか味わってみるとか触ってみる等のことでございますが、体験が大事だと

言われております。これからのさらなる御発信、またお取り組みをよろしくお願いいたします。

本年４月、教育民生委員会の視察で、私たちは愛媛県の今治市へ「地産地消と学校給食における食育について」という調査に行ってまいりました。概略御説明させていただきますので、突然の御指名で大変申しわけございませんが、松浦市長さんに食育に対する御所見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今治市は、学校給食改革を通じて、食の安全、地産地消を２０年にわたって追求してこられ、その取り組みが評価され、２００４年度毎日・地方自治大賞の最優秀賞に輝いた市でございます。学校給食で食育を一貫したテーマにしておられ、１つに、食材は地元から、もしくは地元に近いところから取り入れる。２点目、有機農産物、減農薬野菜を取り入れる。３点目、学校の授業の中に食育という科目を設置する、これは毎年４年生が対象で、今年度は２４時間設置されたそうです。食育プログラム研究会を設置し、そこで作成されたプログラム、教材によって授業が行われるということでした。４点目、新１年生を対象とした親子給食会で、食材の生産者からの話や食育指導がある。５点目、朝食のチェック。６点目、学校菜園の実施、年１回の謝恩会を開き、生産者、給食関係者を招待し、校庭でとれた野菜での料理を振る舞うなどの取り組みをしておられました。

この取り組みをされた立役者が産業部農水公安局農林水産課地産地消推進室室長をされている方で、この道一筋１７年とおっしゃっていた、まさにプロフェッショナルな方でした。子どもたちへの健全育成を掲げ、徹底した、市民を挙げての地産地消の取り組みと、子どもたちへの具体的な食育の授業、やがて大人になってからのことにまで思いをはせ、とことんこだわりの取り組みをされる、執念にも似た熱き思いに感動した次第でございます。

食育に対して、学校、教育委員会、家庭、地元の農家、栄養教諭や栄養士、その他あらゆるところとの連携を密にし、推進していく行政における専門職の設置が不可欠な時代が来ているのではないかと思っているところでございます。

以上でございますが、市長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　２つの視点からの御指摘ではなかろうかと思っているのでございますけれども、まず食育の重要性ということについては、私は本当に痛感いたしております。と申しますのが、ことしで３年目になりましたが、市内の全小学校の６年生と、実は学校給食を一緒に食べております。その学校給食を食べるときの「いただきます」から「ごちそうさま」までの礼儀作法はもちろんでございますが、給食の調理場へ給食をもら

いに行く、その行列から、それを運ぶ所作から、すべてを私は見学をし、視察をいたしております。

そうした中で、子どもたちが実に礼儀正しく、学校給食をおいしくいただくんだという姿勢、またつくられた方々に、生産された方々も含めて、感謝していただくんだという気持ちはしっかり子どもたちの中に、私は根づいている、そのように痛感をいたしております。そのことを私はまずほめてやりますし、また、いろいろな給食の食べ方で、俗に言うほおづえをついて食べるような食べ方をしている子がおりましたら、一人ひとり注意をしてやりますし、いろいろなことで私の気づきなども実は話しております。

子どもたちは実に素直で、そういう指摘を受けたら直ちにそれをやめて、きちっとした形で食べている姿を見ると、私は子どもたちは健全に育ってくれていると、このように痛感をいたしていると同時に、その状態をこれからもしっかり学校教育の現場で続けていかなくてはいけないことであるということを痛感している日々でございます。

したがいまして、このたび中学校給食を来年の２学期から全市内の中学校に導入をいたすこととなりましたが、その中学校給食の共同調理場にありましては、地産地消を実践してほしいということを幾度となく申しております。中学校給食の中で、主食として御飯とパンとあるわけでございますけれども、現在は小学校は週に２回御飯、３回パンという状態ですけれども、子どもたちの意見をこの３年間、私が全クラスで聞いてまいりましたら、圧倒的に御飯がいいと子どもたちは言っておる。その理由もいろいろ聞いてみましたが、本当に子どもたちならではの発想さえその中に出てくるとしか思えないような、すばらしい理由をもとに御飯であるというようなことを言われる方も多くございました。

そんなようなことの中で、今回、教育委員会とのいろいろな協議の中で、本市の中学校給食はすべて防府産米の米を使用するということを先般決定したような次第でもございます。また、御飯にふさわしい食器を、あのアルマイトに温かい御飯を注ぎ込んだ場合には、熱くて持てません。したがって、強化磁器の容器を使うことなども教育委員会とわずかな予算のせめぎ合いの中でのことではございましたんですけれども、厳しく注文もつけて、子どもたちの食育の環境にふさわしい環境をつくっていかなくてはならない、このように考えて、実践をしたような次第でございます。

御指摘の、今治市に見られる地産地消推進室で１７年も頑張っておられる方が、一般職の採用の中で特命を帯びて長い間取り組んでおられる方なのか、あるいはまた特別な役割を持ってその職におられる方なのか、よくはわかりませんのですけれども、我が市にありましては地産地消の観点から、たとえ３年、５年で職場を離れるようなことがあっても、必ずそのことを継承していくように申してもいきたいと思っております。

専門職を設けるか否かというふうなことにつきましては、いろいろな角度から検討していかなくてはなりませんが、食育と、そして地産地消の重要性というものをこれからも機会あるごとに教育委員会とも協議をしながら推進してまいる所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久保　玄爾君）　１７番。

○１７番（髙砂　朋子君）　市長さんみずからの、全小学校を回られての食育への発信に心から感謝申し上げます。私も本当にこの食育というものが子どもたちの心の成長に不可欠なものであるということを日増しに感じておるところでございます。食育に対する御見識の深さで、さまざまなこれからのお取り組みをよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（久保　玄爾君）　以上で１7番議員の質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　次は３番、松村議員。

〔３番　松村　　学君　登壇〕

○３番（松村　　学君）　おはようございます。明政会の松村でございます。

市長は、先般、時代の流れに対応していく考えを持たなければならない、柔軟に対応しなければならないとおっしゃっていました。新しい考えを持ち、時には決断をしなければならないときもあると思います。ぜひ、市長さんにおきましては、変化のある新しい考え方、また、そういうものを踏まえたお答えをよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、順に質問いたします。

県央３０万人の中核都市についてお伺いいたします。

平成１７年３月を期限とし、特例債や交付税の算定がえなどの財政支援を行うとした合併特例法による合併、いわゆる平成の大合併は全国の市町村の数を大きく減少させ、その実績は平成１１年３月に３，２３２あったものが、平成１７年１０月には２，１９２人、平成１８年３月には１，８２２と、以前の４３．６％の減となり、この結果から、今後都市間競争はさらに激しさを増すことが予想されます。また、県内の状況としては、５６市町村が２２市町へと全国ベースを上回る結果となり、今回の市町村合併により、県内の人口規模ランキングは、防府市は４位から６位へと順位を下げる結果となりました。

さて、本市は協議事項の８０％の調整がついていたものの、平成１６年４月２６日に新市の事務所の位置において調整がとれず、市長みずから合併協議休止の決断をされたところであり、合併協議休止後は、市民説明会や市民アンケートを実施、その間、徳地町との

合併協設置の議論がありましたが、徳地町が１市３町側との合併協を選択したため、本市は単独市政を余儀なくされたところであります。

一方、平成１６年８月２３日に１市４町は、合併協を設置して以来、順調に協議が進み、ことしの１０月１日に新たな山口市が発足した後、１１月１３日投票の山口市長選挙では、前の助役だった渡辺氏が新市長として当選されました。ここで、県央の情勢が大きく変わりつつあります。というのも、まず先に旧１市４町の足固めを唱えていた前の合志体制に打って変わり、渡辺市長は「防府市との合併が任期中にめどがつかなかったら辞職する」、「不退転の決意で県央３０万の中核都市を実現する」と最大公約に掲げているだけに、これから防府市に対して数々のアプローチがあることが予測されます。

また、県としても、ことしの４月１日に施行された第二次合併特例法を受けて、県の具体的支援プランを来年４月早々にはまとめていく手はずとなっています。

この第二次合併特例法は、特例債の措置は廃止されたものの、算定がえなどの従来の支援措置のほかに、知事の勧告権が認められています。勧告を受けた長は合併協議会設置協議を議会に付議しなくてはいけませんし、また有識者などで構成する合併推進審議会を設置し、合併構想の策定をするとともに、それらの委員から市町村合併調整委員を任命して、合併協のあっせん、調停を行わせることができます。先日も、県はその審議会を発足させたところであります。

このような情勢の変化の中で、先月の１５日に渡辺市長が本市に来訪され、松浦市長の合併問題についてのコメントは、「まただめになるような合併話を進めるわけにはいかない」としながらも、「合併は究極の行政改革。県央合併による中核都市は必要との考えを持っており、いつでも話はするつもりだ」と見解を示されました。また、２２日の定例会見においても、「夢と希望の持てる合併なら異論はない」とし、先般の同僚議員の質問における答弁においても、「時代は物すごいスピードで変化している。リーダーとして起こり得る変化には柔軟かつ的確に対応しなくてはいけない」と、日を追うごとに今後の渡辺市長との合併対談に対して前向きに応じられるように感じました。

そこで、５点ほど確認とお伺いをいたします。

まず、市民の意識についてであります。先般の報道によると、防府市民の合併への意識について、渡辺市長は庁舎の位置という問題だけでなく、十分な意識の醸成や時間が足りなかったというふうに分析されている。一方、松浦市長は市民が単独市政でよいと思っている。市民は合併のトラウマから立ち直っているところと判断されていますが、新しい山口市が誕生してから、防府市民は単独市政を受けるとしながらも、本当にこれでよかったのかという声も各所から聞こえてきますが、市長としてこの声に対してどう受けとめられ

ているのかお尋ねいたします。

２点目として、合併情報の今後の紹介についてですが、前回の合併協について私なりの反省をいたしますと、合併協を立ち上げてから休止に至るまでの１年２カ月という短い期間で、合併に関して市民への十分な情報提供と理解があったととても思えませんが、市民との対話の機会も事後報告的なものが多く、余りなかったと思います。国の動向、県央の今の情勢を見るに、合併する、しないにかかわらず、もう一度合併の議論が市民の中で起こると予想されます。であれば、市民の中でももっと早い時期から我々と同じ目線で考えてもらう必要があると思います。両市長の対談はこれから前に進んでいくと思いますが、第二次合併特例法に関係する情報の紹介や両市長の対談状況、今後の県央合併にかかってくる情報を市広報などを通じて市民に公開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、３点目として、究極の行政改革について確認させていただきます。

先ほど申し上げましたが、松浦市長は報道を通して、改めて「合併は究極の行政改革だ」と強調されていますが、その効果として具体的にどのように考えられているのか。また、単独市政を継続した場合と合併協議がうまく調整できた場合と比較して、内容、可能性としてどのように違ってくるのか、市長のお考えについてお尋ねいたします。

次に、４点目として、山口市との今後の対応についてお尋ねいたします。

山口市では、防府市との合併に備えて、庁内に合併のスケールメリットを検証するため、職員の研究会を立ち上げるそうですが、本市においても同様に準備すべきと思いますが、いかがでしょうか。

最後に５点目として、協議の期間についてお尋ねいたします。

松浦市長は、渡辺市長との対談の中で、「すぐにどうのこうのではなく、３、４年かけて話をしていくことになる」と返答されていますが、３、４年と言えば、ちょうど第二次合併特例法の支援措置のある期限内ということになります。市長としては、現段階において、もし合併をまとめるのならば、その期限内を大体想定内に考えられているのか。私としてはそういうことを考慮すべきと思いますが、お尋ねいたします。

以上、５点ほど、壇上での質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　３番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長　松浦　正人君　登壇〕

○市長（松浦　正人君）　合併推進の立場での県央３０万中核都市の御質問についてお答えいたします。

まず、市民の意識についてでございますが、昨年１０月に実施いたしました市民アンケートの合併に関する問いにつきましては、「単独市政」が５２．３％、「旧１市４町との

合併」が２０．７％、「どちらとも言えない」が２３．３％、それぞれ選択されたところでございます。その当時、単独市政となることについて、「これでよかったのか」という声があったことは確かに承知しております。一方で、その後１年が経過する中、「本当にこれでよかった」、あるいは「適切に判断した」という声をお聞きする機会は日増しに多くなっていると感じているところでございます。

市民からの御意見はさまざまでございますが、お受けするたびに私はおおむね次のように回答しております。

市政をあずかる責任者として、市民福祉の向上と住んでよかったと思われるまちづくりを推進していく上で、健全な行財政基盤を築き上げることが重要と考えているところでございます。長期にわたる財政状況を予見することは困難でありましても、現実財政規律を堅持し、中・長期的な展望を描きながら、１年１年着実に歩みを進めていけば、必ずや単独市政は持続可能であると、このように私は話をしております。

いずれにしましても、市民一人ひとりの心を心として、市民が主役の市政を推進していかなければならないと考えております。

次に、合併情報の公開についてでございます。

先般の合併協議においては、協議内容や進捗状況など、逐一情報の提供・公開を行ってきたと、そのように感じております。今後とも、的確な情報の提供・公開に努めてまいりたいと思います。

なお、本年４月から施行されました市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法に伴う国・県の行財政支援措置等の情報についても、必要に応じて市民に提供したいと考えております。

次に、究極の行政改革についての御質問でございますが、私は常々、合併、それもスケールメリットのある合併、これは究極の行政改革であると申しております。すなわち、財政をはじめとする規模の拡大に伴い、人件費を中心とした間接経費が削減されるなど、単独の行政改革、単独で行政改革を推進していくよりも、大規模かつ自然的に行政のスリム化が進み、財政基盤が強化されることなどが期待できるからでございます。また、経費削減によって生み出された財源を活用し、住民福祉の向上に向けた施策を実施していけるなど、多岐にわたる効果をあらわすものと認識しています。

次に、山口市との今後の対応についてでございます。

山口市職員による合併研究会の詳細については、十分には承知しておりませんが、研究組織の立ち上げに際しては、対象となる自治体の数値データなどが整い、有益な研究が可能になった段階において検討すべきだと考えております。

最後に、協議期間についてでございます。

合併新法による行財政支援は重要な側面ではありますが、市民の理解を前提にする上で、拙速な協議は避ける必要があります。また、合併新市は発足してからまだ日が浅く、総合計画の策定や、合併前に協定した調整事項を実施していかなければならない状況にあると思いますし、本市としましては、当面こうしたことの進捗を見きわめた上で、必要に応じて行財政運営上の比較なども行っていかなければならないと考えております。したがって、新法の期限内の合併という物理的な要件の達成について、現時点において見通すことは困難であると、このように考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（久保　玄爾君）　３番。

○３番（松村　　学君）　もう一つだけちょっと市長さんに御確認しておきたいんですけれども、御答弁あったように、日増しに単独市政でよかったというお声をちょうだいするというような御答弁があったと思うのですが、報道等でこういうことをバックボーンに言われたのかもしれませんが、報道等で、よく、市民はトラウマから立ち直っていると、傷ついているんだというような感じで述べられていますけれども、どういう意味でそういう言葉を発せられたのか、お聞かせお願いします。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　私は、トラウマという言葉は生まれて一度も使ったことはございません。意味を正確によく理解できておりませんので。トラウマという言葉は使った覚えはございません。

○議長（久保　玄爾君）　３番。

○３番（松村　　学君）　あくまでこれは報道で記載されていたものを言ったまでなんですが、市長がそのような感じの発言をされているのは間違いないと思うのですけれども、何紙もそういう言語が載っておるんです。市民は今傷ついているからと、だからどういう意味で言われたのかなと、純粋に思っただけでございます。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　それは、合併協議というものを法定協議会だけでも１年２カ月、それからその前の準備期間を入れますと１年、また、その前の何というんですか、水面下といいますか、ささやきまで含めた期間も入れますとさらに１年、長い間にわたって合併のことで地元説明会、あるいは地域の方々との懇談会、あるいは市民への説明会、あるいは事あるごとに法定合併協議会の詳しい報告、これは市広報に必ず、本当に詳しく御報告をしてきたわけでございます。そういうふうな長い期間をかけての合併協議というものが、

ああいう形で防府市の期待していたような話し合いにならずに、市民の期待していた状態にならずに休止されてしまったということ、このことに対して、やはりそれは少なからずショックを受ける、そういう意味で、「市民はある面においては傷ついてもおられますからね」と、こういう表現をしたわけでございまして、これはやはり私の率直な気持ちでございます。

○議長（久保　玄爾君）　３番。

○３番（松村　　学君）　私は、ちょっとその辺の御見解はまだちょっとしっくりわからないのですけれども、市長が昨日言ったように、時代や情勢の変化によって、同じように市民をよりよい方向に導くために判断を変えることも大事であると言われました。そして、市民の目線もやはり時代の変化によって変わってきているのではないかと私は思うのです。というのも、１６年１１月２５日に、１市４町がちょうど合併を調印した後、商工会議所がことしの１月７日集計でアンケート調査を行っているんです。有効回答が６８事業所、これは商工会議所の議員さんにアンケートしたものです。回収率は７９．１％ということで、今後の防府市の対応について、「今からでも１市４町の合併協議に加わるべきだ」２６人、３８％、「行財政改革を徹底してスリム化を図った上で判断すべきだ」２３人、３４％、「単独市政でいくべきだ」１２人、１８％、というふうになっているんです。ただ、市長さんが先ほど市民はトラウマから立ち直っていると申されましたけれども、私が思うのは、単独市政に突き進んで、時代が流れていくうちに防府は１９万と１６万人規模のまちに囲まれて、先日の質問でもありましたけれども、毎年１０億の財源不足を抱えながら、市民は本当にどっちがよかったのかと、今でも不安に揺れているのではないかと私は思うわけであります。

もう一つ言わせてもらえれば、私の極端な私見かもしれませんが、合併休止後すぐ、市で行ったアンケート調査で、たしか合併をどうするかという設問に、「２市４町の合併を望む（庁舎は１０年後、旧小郡に庁舎を移すという附帯決議をのんで）」というような設問であったと思うのですけれども、本当に純粋に２市４町を望む人と庁舎問題だけを意識した人と、これは微妙な数字の変化が私はあると思うのです。こういう結果、過半数、先ほど言われましたように、５２．３％、単独市政というような結果になったと私は思っております。

庁舎の位置という問題は、市民に合併の問題の全体像のあるべき姿を私はゆがめさせたんじゃないかと思っているのです。果たして庁舎の位置だけでそのまちの命運が左右されるのか。左右されないと私は思うわけであります。

市長は、やはり譲り合う共通の理解が足りなかったと過去を振り返っていましたけれど

も、本来、議論にしなければいけなかったのは、まちの未来、グランドデザインで、それこそ多くの市民の方と議論しなければならなかったと私は思います。防府のどの得意分野を合併して生かすのか、どういうところに予算の重点配分をなすか、海か平野か、文化か商業か、全く新しい分野か、そういうことは一切市民の中で、たしか議論がなかったと思います。

そこで、その商工会議所の方のアンケートの最後、御意見欄なんですけれども、ちょっとおもしろいことが書いてあるので御紹介するのですけれども、こういう御意見があるんです。「２市４町合併協議離脱は市庁舎位置問題が大きな要因のようですが、本当に将来の防府を冷静に分析して、時代におくれない対応を商工会議所として出してほしい。合併協議、協議会離脱の理由が、１０年後の市庁舎の位置についてであると聞き、余りにもお粗末で幼稚な感を禁じ得ない。メンツや地位にこだわったりするのではなく、大局的見地から市の将来を見据え、市民が納得できる判断をし、具体的施策を講じるべきである」もう一つ言うなら、「新市の事務所の位置にこだわることはないと思う。新市になってから５０年、１００年を見通しての都市計画をすべきである。科学の進歩は非常に速い回転速度になっています。５０年も過ぎれば新事務所も役に立ちません。今の我々には想像もできない都市になっています。海と川と平野のあるところがおのずから発展します。世界の都市を見ればわかるでしょう」、こういうふうな御意見があるんです。私は、本当に冷静に考えて、今、私自身も反省して、いろいろ検証しましたけれども、実際、本当にそういう感というのはあるなと思っております。

それでちょっと確認したいんですけれども、実際、一般的な考え方として、いろいろ話し合いの経緯はあると思います。市長さんも一生懸命、合併議論のときは頑張っておられて、いろいろ譲ったり、そして最後庁舎という問題に来て譲れなかったと、こういう経緯がある、それは理解しております。ただ、一般的な考え方として、庁舎の位置でまちの命運が左右される、そういうことがあると思われるか、その辺のところのちょっと見解をお聞かせください。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　１年半前のあの状況を議員も客観的に思い出していただきたいと思うのです。私も客観的に思い出しつつ答弁させていただきます。

私は、新市の名称も、本庁の位置もお譲りをいたしました、私は。このことは、市民にこれから本当に、言葉は適切でないかもしれませんけれども、あらゆる機会をつかまえて、土下座してでも御説明をして歩こうと、こういう思いで決断をいたしました。

ところが、今度はそれを見越しているかのように、その半年前、８カ月ぐらい前でしょ

うか――庁舎はつくらないということを約束をしていたわけです。それぞれの６つの市役所を有効的に使って、それで庁舎機能を果たしていこうよということを決めていたにもかかわらず、きのうでしたか、ちょっと御説明しましたけれども、防府がそこまで折れてきたのならば、もうどうにもならぬものを出してしまえというような感じで旧小郡町と旧山口市の御協議が、それじゃあわかったと、１０年先にはおれのところに空き地があるから、そこに大金をかけてつくろうぜと。だって、その８カ月前には大金をかけてつくるようなことはよそうよということを決めていた当事者同士の協議を破って、無理難題です、これは。それを附帯決議という形でいいからその中に入れてくれ、入れてくれということなんですよね。

だから、客観的に冷静に考えてみると、待てよ、おいと。これはこの裏に何があるんだろうと。そこまでまた言ってくると。これは実は百歩譲ったという話の中で、正確に私は数値を挙げて、あと総務部長が補足してくれるかと思いますけれども、水道の問題、あるいは議員さっきおっしゃった都市計画の問題、あるいはまだほかのいろいろな諸問題においてペンディングをしているような、あるいは防府としては、何で何なんだ、何で県庁所在地で、全国でどこでもやっておる線引きをやっていない山口市が、何でこれを機会にやろうということを宣言しないんだと。じゃ、線引きについては努めるということで、何かやらなくてもいいよというようなニュアンスを残した確認を押しつけてくる、そういうことも「うんうん」と言いながら来ているわけですから、こちらは。防府が名前も庁舎もそういう形でおりてくれたのか、よしそれならば防府と一緒にスケールメリットのある合併をやっていこうよと。そのためにはこういうことを出そう、こういうことを出そうと、逆に防府の立場を理解してくれる相手様であるならばよかったわけですけれども、その逆ですね。

８カ月前には庁舎をつくることはよそうよと言っておりながら、それを持ち出してくる。それを附帯決議でいいから入れてくれ、こんなものは附帯決議なんだから、合併のちゃんとした協議項目とは違うんだからということさえ言われた方も協議の中にございましたけれどもね、そういうふうな形で来られた。ちょっと待てよと、これも「うんうん」というような話になっていたときに、これは一体、防府市とか、あるいは１２万市民の立場というものは、一体この先どういうふうにこの人たちは考えていくんだろうかなと。それは、やっぱり責任者として、踏み込んではならない一歩になるぞというふうな判断をぎりぎりの状態の中でしていくということは、これは当然だったと思うし、同時にこれは私１人が決断したわけじゃないんです。

法定協の協議会には、御存じのように議会からも議長さんが出られた、副議長さんが出

られた、あるいは合併の問題の特別委員会の委員長さんも出られた、そして市民代表も４名出られた、そして私と助役とが出て、全部で９名の法定合併協議会の委員がいるわけでございまして、その法定合併協議会委員全員が本当に鳩首会談をしたわけで、その会談の中でみんながこれはあんまりひどいねと、ここまでのことを言ってくれるなよということを言おうじゃないかということを決めたわけです。

それで２６日の夕方の６時からの協議会で、そのことを、そこまで言うことはないじゃないか、庁舎をつくらないという前からの約束もあるじゃないかとかいろんなことを言ったら、途端にもう、会議はこれまで、休止にします、休止にします。休止ということについて賛成か反対かと。そうしたら５対１ですね。防府市だけが休止は反対、まだまだ話し合いをする余地があるじゃないのと言ったのは防府市だけ。あとは休止、休止、休止ということで休止になってしまったわけですから、私はこの問題は議員も客観的に、冒頭申し上げましたようにお考えいただきたい、私も客観的に考えて申し上げたいと思うのですけれども、やはり真実がどこにあって、どういうふうな意図のもとに６者の合併協議会があったのかということなど、本当に真剣に考えていかなければならない。

それで、きのう申し上げましたように、既にその６人のうちの５人の方々はもう政治の一線といいますか、現場からは離れておられるわけです。新しい方が市長さんに就任されたわけですから、その新しい方は、当時は助役としておられたわけですから、一連の流れをよくよく御承知の方でございましょうから――ございましょうからというあいまいな言い方よりは、ございますので、その辺からいろいろなお考え、あるいはまた新しい、新市の市長となられて、いろいろなやっていかなければならないことなどを、行政課題を一つ一つ決めていかれながら、そうすると初めて今の新しい山口市の行政レベルというか、行政数値というものがはっきり出てきますから、そのはっきりした数値がないことには、比較検討することができないわけですから、今の新しい１市４町がいろいろなことをやっておられる、まだまだ、まだまだですよ。本当に生まれたての市ですから、まだきちっとした形にはなってない。そういうものをしっかり研究しようねというのが、恐らくきっと山口市役所内部の市の職員の研究会だろうなというふうに想定しておるんでございますけれどもね。

そのような形で向こうさんは向こうさんで山口市の行政レベルというものをずっと積み上げられて、データが出てきて、うちはこういうデータでございます、おたくさまのデータも見せてくださいというような、まあ結婚で言えば釣書の交換ぐらいのところまでの話に、そうなっていかないんですよ、今の状況では。何にもならないのに、とにかく来いよ、とにかく３０万だ、やあやあと言われて、「はいはい、わかりました」というふうなわけ

にはいかないわけで、それは多少の時間、あるいはそれは法律で言われるところの新法の期限を過ぎるかもしれません、それは。

だけれども、法律というのは、何の法律でもそうですが、また延長とか、またさらに延長とか、いろんなことだってあるわけです。新法の上にまた新新法ができるかもわかりませんし。とにかく、時代はどんどんどんどん動いていっているんだから、そのどんどんどんどん動いていっている事柄の中で考えられる最大限の英知を振り絞って、間違いのないアクセル、間違いのないブレーキ、間違いのないハンドルさばきをしていくことが私の責任でございますと、こういうふうに私は日ごろから感じておるわけなんです。

以上、ちょっと長くなって申しわけありませんけれども。

○議長（久保　玄爾君）　３番。

○３番（松村　　学君）　過去のことがいろいろと市長も今よぎったんでしょうね。思いはすごく伝わります、私にも。ただ、ちょっと私の答弁に関する答えをいま一度、見えないので。要はだから、一般的に考えて庁舎の位置というのは、まちの命運を左右するのかというところで聞いたんですが、ちょっとそのようなフレーズも少しあったようにも聞きますけれども、そういうふうに理解してもよろしいですか。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　１００人は１００人の方のお考えがございますので、庁舎の位置がすべてを決めるというふうに理解される方もおられるでしょうし、理解されない方もおられるでしょうし、それだけのことではないというふうに考える方もおありだと思います。私は、今の私は全くイーブンの状態で、いろんなものがかみ合ってきて、新市の名称も、そして新庁舎の位置も、そして行政の進め方ぐあいも、すべてのものが、今の私は全くイーブンの状態であると、このように感じていただきたいと思っております。

○議長（久保　玄爾君）　３番。

○３番（松村　　学君）　わかりました。確かに、本当にあと５人の方々と話をされ、本当にいろいろとお心を砕かれたとは私も思います。今はもうその方々はいない。そして新しい未来の見える方が１人いらっしゃる。いい話をこれから市長としても詰めていっていただきたいと思いますし、また、市民のお声も、もう少し耳を傾けられて、いろいろ状況の変化というのがあります。市長のお気持ちも、その時代の変化に合わせていかなければいけないというところがあるわけですから、市民も同じ目線でやはり見ていらっしゃると思うんですよ。そういうのも今から何か事ある、会合があるときとか、また話をよくされまして、微妙な変化もあると思います。ぜひ、市長さんとして、そのような御配慮の方、よろしくお願いいたします。

それで、２点目の情報の提供ということでございますけれども、先ほど的確な情報提供をということでございましたので、ぜひ、またこれからどうなるかわかりません、確かに。わかりませんが、大きく動くときも、大きく動けば、急に進んでいく場合もありますし、やはりそういうところを市民の皆さんというのは見守りたいんじゃないかと私は思います。

ぜひとも、そういう市民の意識とずれのないように、前回、私も本当に合併に時間はなかったと思っています。だから、情報の提供もなかなか難しかった。いろいろ考えながら、これをやった方がわかりやすいんじゃないだろうか、そういうのも考えながら市広報の中に折り込んだり、いろいろされていましたけれども、やはりなかなか難しかったようなんです。私の聞く範囲じゃ、ちょっとわけわからん。ただ、庁舎が云々とか名前が云々とか、こういうところで合併の議論が何かわかったよというような感じで言われていましたので、もっと未来の見える、まちに何を望んでいるのかと、まちにどうなってほしいんだ、そして未来の子どもたちのためにもどうなったらいいんだろうかと、こういうところでぜひそういうのが考えれるような情報をぜひ与えてあげてほしいと思います。

それで、３点目でございます。

究極の行政改革についてですけれども、先ほど、大体以前と言われたような同じような形で、要はスケールメリットのところであると、それが単独よりは大きく出てくると。それは全く私もそうなんですけれども、もう少しちょっと具体的にお聞きしたかったんですけれども、私自身、これちょっと市長に質問したいんですけれども、私、今、単独市政の問題点というのを自分なりにまとめてみました。ちょっと読みますけれども、三位一体の改革によって、交付税と補助金の落ち込みがどのくらいになるか予想できない。国・県の特別の援助はない。防府がどれだけ倹約すればいいのかいまだ見えない。２点目、国、県の事業採択の順位が下がる、幹線道路の整備や港湾の整備など、国・県に要望している事業がなかなか難しくなる。３点目、２市４町内の行政財産を市民が共有できないため、耐用年数が来たら新しいものをつくらないと対応できない。４点目、市場イコール人口規模が周辺都市より少ないため、県外企業から本市への新規参入が難しくなってくる。５点目、都市発展の可能性が財政規模が小さいため、大幅な発展が見込めない。うまく単独市政で乗り切っても、倹約しながら投資をしたりで、思い切った重点投資ができない。地味なまちができる。よって、都市間競争に取り残される可能性がある。ちなみに、近隣都市の財政規模はうちよりも大きい。６点目、最近では県の出先機関の統廃合に防府ものみ込まれようとしている。

私なりにちょっとこれから単独市政で継続した場合、うまくやったとしてもこのような問題が私は残ると思うのです。こういうものをしっかり市長として考えられると思うので

すけれども、何かもう何点か陥っているような感じがいたしますけれども、その辺についてちょっと市長の御見解、お願いします。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　議員のお考えは何というんですか、一方のスタンスだけでずっと見ておられるんですね。もう一方のスタンスで、だから全く議員とはお考えの違う方のお考えで、防府市がこのまま、来年７０年ですけれども、８０年を迎え、１００年を迎えると、こういうふうなことをひたすら望んでおられる方のお気持ちから考えていけば、どういうふうなことが出てくるのか。今議員がおっしゃった、いろいろな事柄と全部正比例するといいますか、全くの反対の形の原質がそこに出てくるのではないのかなと、私はそういうふうに思います。

物事というものは、そうですね、わかりやすく申し上げますと、バスに乗っていた。どんと突き当たって右か左かしか行く道がないと。右に曲がったと。そうしたら、「ああ、左の景色が見たかったのになあ」と思う人がいるはずです。逆に、左に曲がったと。「何よ、私は右の景色が見たかったのにね」と思う方は必ずあると思うのです。でも、どちらかに曲がらなきゃならないというバスなんですよ。そうしたときに、それは行き先ががけで、そのまま転落していくというようなことがあったんでは、それはとんでもないことになるわけですから、そういうふうなことを的確に考えながら、間違いのないように、いろいろなコンセンサスを得ながらやっていかなくてはならない。

だから、これから未来のある方なんですから、あなたやあなたの近くにおられる方々はみんな。私は、もうそれほど長く生きていかれるわけでもない。だから、皆さんが今、頑張っていかれるように、防府をそんなまちにしないように、今の防府市をよりすばらしい、地味ではない、しかし、地味と言われるかもわからないけれども、文化と歴史をきっちり守っているまちだとか、あるいはいいものがぼんぼんぼんぼん、建たないかもしれないけれども、古いものを大切にしていっているまちだとか、人情豊かなまちだとか、いろいろないい面を今度はもっともっと出していかれる、そういう議員のお立場というものは、私も２５年前、その席に座ったこともありますけれども、そういうふうな考え方の中で、いろんなことを展望していかれるべきではなかろうか。あんまり暗いことばかり考えないで、明るく明るく考えていくことがとても大切なことじゃないか、こういうふうに思っております。

○議長（久保　玄爾君）　３番。

○３番（松村　　学君）　実は、私、本当、毎日不安で眠れないんです。やっぱり、いや、今、私、これ、まとめたんですけれども、かなり前から、本当にこのままでいいんだろう

かと私も思っておるんです。

それで、先ほど市長さん、偏った考え方と言っていますけれども、確かに単独市政でのメリットとデメリット、当然合併にもメリット、デメリットという部分がやっぱりあると思います。その辺は理解しております。ただ、私、純粋に、夜も眠れないぐらいのこれ、問いなんです。

そういうことで、ぜひ、こういう問題が想定されないかなと私は思って、実際問題、こういうものというのに対して市長さん、どういうふうに取り組んでいるのかなと、純粋に思ったんですけれども、まあいいです。

一応、こういう問題があるよということは留意されながら、今後また新たな話もされるし、また単独市政を行くに当たって、こういう問題が根にはあるよというところをちょっと踏まえられて、今後の財政運営をやっていただきたいなと思います。

次に、職員の研究会を立ち上げることについてですけれども、やはり市長も相手様があることだからとよくおっしゃいますけれども、相手様があるからこそ単独市政をとった防府が、再度また合併の話をしていく可能性があるんであれば、やっぱりどのように相手様とこれから接していくかというのも考える必要があると思うのです。それも、やはり先ほど市長さんが言ったように、正確に対応していかなくてはいけないと私も思います。であれば、やはりうちとしても準備していかないけんのかなと思うわけでございます。市長が言われるように、変化の中で、再度正確に対応されるように、うちとしてもできれば準備を、しかるべき時期が来たら準備をしていただきたいなと思います。

次に、５点目、新法の期限内を想定されているのかということを聞きたかったのですが、市長さん、それは関係ない、市民の理解が最優先だというような形だったと思います。私としては、やはりさっき言われたように、合併の効果の中に財政基盤の強化、こういうものがあると思います。やはり国の支援、また県の支援というものもある。そういう中にやはり市民の判断というものも少なからず、必ずあると私は思いますので、また、あと市長さんの心の変化、またその時代と国・県の流れの変化、そういうものによってまた変わられるかもしれませんが、私としてはこういうものも判断の材料になるのではないかと申し添えまして、質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　以上で、３番、松村議員の質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　次は１６番、三原議員。

〔１６番　三原　昭治君　登壇〕

○１６番（三原　昭治君）　新人クラブの三原です。おなかの虫も鳴いていることだと思

いますが、しばらく御清聴よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、次の３点について質問いたします。執行部におかれましては、誠意ある御回答をお願いいたします。

まず、１点目は、防府スポーツセンター野球場の維持管理についてです。

防府スポーツセンター野球場は、昭和５０年、ブリヂストンの多額な寄附や日本自転車振興会の助成などを受け、総事業費約３億２，０００万円をかけて建設されました。その施設は、センター１２０メートル、両翼９２メートルの球場、メインスタンド３，０００人、内野席４，０００人、外野席４，０００人の計１万１，０００人収容のスタンドのほか、合宿所１０室などが設けられております。

開設から３０年、青少年野球選手をはじめ、大人まで、多くの市民が利用し、スポーツの振興や体力増進などに貢献してまいりました。今から３０年前の開設時、たしか防府青年会議所の主催だったと思いますが、こけら落しでは、国民的英雄であり、野球ファンを問わず多くの国民から愛されている長嶋茂雄監督が率いる巨人と近鉄戦が行われました。スタンドはあふれんばかりの市民で埋め尽くされ、一投一打に魅了。特に子どもたちは、少年野球選手には大きな夢と希望を与え、子どもたちはその思いをグラウンドにはせました。その光景は今日でも鮮明に記憶しております。

さて、この野球場の維持管理についてでございます。市が平成１３年度から取り組んでいる行政改革によって、今年度から維持管理の委託業務が大幅に削減されました。これに伴う対応はどのように行われているのかお尋ねいたします。

２点目は、防府市斎場「悠久苑」の整備について質問します。

防府市斎場は、昭和３８年に建設された旧火葬場の老朽化に伴い、平成９年度から５カ年度計画で新築工事が行われ、平成１５年４月１日に供用を開始いたしました。無臭無煙の最新鋭の設備の火葬炉、また旧施設ではなかった通夜・葬儀場も完備されました。さらに、豊かな自然環境に囲まれ、人生終えんの場にふさわしい一連の葬送行事が営まれるようになりました。その立派な施設に加え、安価であることから供用開始以来、年々利用度が高まっています。

さて、質問ですが、平成１５年５月、多数の人が利用する公共施設などでの受動喫煙防止策の努力義務が課せられた健康増進法の施行に伴い、同斎場も施設内での全面禁煙の措置が現在とられております。公共施設内での禁煙措置に対し、本庁では庁内に換気システムを備えた分煙室を設置し、対応していますが、防府市斎場には分煙室がありません。喫煙者は玄関口外に並べられたスタンド灰皿に列をなし、特に寒さの厳しい冬場は体を震わせながら喫煙している状態です。また、その間を参列者が通って斎場に入るという、どう

見ても人生の終えん場にふさわしくない光景にも映ります。せっかく無臭無煙の火葬を設けられた施設が、玄関口では有臭有煙となっております。

喫煙は体に害があるとされていますが、喫煙者は自己責任において喫煙しているわけで、あたかも悪者扱いする世間の風潮はいかがなものでしょうか。この喫煙者のおかげで、市にも７億数千万円という巨額のたばこ消費税が入ってくるわけで、言いかえれば喫煙者は市の財政面において功労者であります。法に従って禁煙という対策を講じたならば、その対応をきっちり図る必要があるのではないでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、国道２６２号線の入り口から斎場までの進入路で、旧火葬場から斎場までは街灯が設置してありますが、それ以外の進入路については街灯がありません。新施設では、お通夜も営まれ、弔問者も多く見受けられます。街灯が設置されていないため、特に高齢者や女性から、夜道は危険で、それに何か怖さを感じる等の声が上がっています。立派な斎場の進入路になぜ街灯がないのか疑問に思います。早急な設置を強く望みますが、市の対応をお聞かせください。

３点目は、市営住宅についてです。

私は、ことし３月の定例議会一般質問で、市営住宅の運営について質問をいたしました。その内容は、１点目は、市が取り組みをしている行政改革で、先般来から同僚議員より指摘の質問がありましたが、削減が主体となっている行政改革の中で、削減のみに着手するのではなく、増収面にも視点を置くべきという観点と、市民ニーズに対応すべきということから、空き家対策として随時入居の実施を提案いたしました。市側の答弁では「検討課題としたい」でありました。

２点目は、「入居手続の利便性と市の窓口業務の簡素化から、一連の手続を県が実施している郵便受付にしては」という質問で、市側は「当面はベターと考えるが、今後検討したい」との答弁でした。

さらに、「高齢者、障害者、母子世帯などの方や、市営住宅に何回も申し込まれたが落選。これらの市民が入居しやすくするように優先入居制度の導入、また県が実施している４回以上の落選者に対し、１回の抽選で２回抽選できる優遇措置を講じては」です。これに対し、答弁は「優先入居を希望される方々が多数あることから、どのような方法が考えられるのか、また他市の事情も踏まえて十分検討する必要がある」でした。

最後の４点目は、入居者の共益費で、不条理、不公平な実態についての質問でした。市の答弁は「厳正に対応しなくてはならない責任がある」という答弁でした。

以上、市営住宅の運営について、検討、対応するとの答弁に対し、あれから９カ月がたちましたが、その検討、対応状況をお聞かせください。

以上、これで壇上からの質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　ここで、昼食のため、１時まで休憩いたします。

午前１１時５４分　休憩

午後　０時５９分　開議

○議長（久保　玄爾君）　休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

１６番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長　松浦　正人君　登壇〕

○市長（松浦　正人君）　私からは、防府市斎場「悠久苑」の喫煙場所の問題につきましての御質問にお答えいたします。

平成１５年４月に供用を開始しております新斎場「悠久苑」につきましては、おかげさまをもちまして、市民の皆様には大変御満足をいただける施設として御利用いただいております。この「悠久苑」では、本年４月より館内を全面禁煙としておりまして、喫煙場所といたしましては夜間出入り口の外に設置しておりますが、夏の炎天下、冬の北風の中でと、愛煙家の皆様には大変御不自由をおかけいたしております。また、この出入り口を利用される方々の支障にもなっておりますことにつきましては、議員御指摘のとおりでございます。

玄関口において、有臭有煙とのお言葉でございましたが、早速以前の状態に戻しまして、市といたしましては、現在、「悠久苑」館内での分煙設備の設置を検討しております。喫煙される方にはゆっくり落ち着いて喫煙することができるとともに、また喫煙されない方々にとっては受動喫煙の防止が確実に確保できる設備を設置いたしたいと考えております。それまでの間は、開館当初の状態に戻しておるということを御参考までに申し上げさせていただきます。

次に、斎場進入道路への街灯設置についてお答えいたします。

新斎場「悠久苑」を整備しましたときに、進入道路に街灯を設置しておりましたが、これも旧火葬場より以降と申しますか、奥の部分だけでありまして、確かに国道２６２号線入り口から、旧火葬場までのおよそ５００メートルの間は街灯もなく、真っ暗やみの状態になっております。「悠久苑」を御利用されて、通夜を営まれる方々には大変御不便をおかけしておるかと思いますが、市といたしましても、今後、関係機関と協議しながら、対応策を検討してまいりたいと存じますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育次長、土木都市建設部長より答弁いたします。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　分煙に対しまして、大変前向きな御回答をいただきまして、ありがとうございます。それで、先ほど申されましたけれども、開館当初の形に戻していますということなんですが、どういった内容でしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　生活環境部長。

○生活環境部長（三谷　勇生君）　当初の状態というのはどういうことでしょうかという御質問にお答えいたします。

開館当初は、いわゆる喫煙コーナーを設けまして、そしてそのいわゆるエアクリーナーのような形で、いわゆる煙を吸収し、そしてろ過した空気をまたその室内に戻していくというふうなシステムの機械を設置しておりましたけれども、法律が改正されまして、完全に分煙しなさいよということになりましたものですから、それを正直にと申しますか、真に受けまして、一応そういう状態でないものですから、機械をとりあえずは外してしまったということで、館外の方で喫煙をお願いしておったということでございます。

しかしながら、議員さん御指摘のように、愛煙家の方にとりましても、館を御利用される方にとりましても、いろんな不都合なりがございますものですから、早速、十分とは申しませんけれども、いわゆる今のクリーナー式の機械を再びもとのところに戻したということでございます。

以上でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　法律が改正されて、完全な禁煙ということで、適切ではないということでエアクリーナーを外されたというような受け取り方をしたんですけれども、それをもとの位置に戻されたというのは、大丈夫なわけですか。

○議長（久保　玄爾君）　生活環境部長。

○生活環境部長（三谷　勇生君）　１００％大丈夫ではございませんけれども、先ほどから議員さんの方からいろいろ御指摘がございましたように、いわゆる愛煙家の方にとっては暑い、寒い、そして、いわゆる来館者にとりましては、異様なと申しますか、そういった状態を解消するために、１００％ではございませんけれども、もとの状態に戻しておきましたということでございます。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　ちょっと表現が適切でないので、誤解を招いたらいけませんので補足いたしますけれども、法律の趣旨というのは義務ではなかったんです。そのように

努めなさいと、こういうふうな形であったわけでございますけれども、それならというのでもうどけてしまって、たばこを吸いたい者は館の外でやってくれと、こういうふうにしたわけですけれども、今の形のもので十分対応できていたわけなんです。だから、そこにそのままの状態にとりあえず当面しました。そして、法律でいうところの完全な分煙という形がとれていけるように早速対応していこうと、こういうふうなことで、即刻対応したというふうに御理解いただければ大変ありがたい、このように思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　先ほども壇上で申しましたけれども、愛煙家の方からは７億数千万円という多額のたばこ消費税をいただいております。私は、昨年の１２月の一般質問でも市の職員さんの分煙についてやりましたが、４号館では何か外側に囲いができて、何か細々と吸っておられる姿をよく目にしますが、この７億数千万にこたえるような、やはり内容のものにぜひしていただきたいと思います。

それにもう一つですけれども、街灯の件なんですけれども、やはりこれは早急にやっていただきたいと思っております。特に雨の日とか、先ほど言いました夜のときなんかは大変怖いし、心細いという方がたくさんいらっしゃいます。できましたら、できるだけ早くその対応を図っていただきたいと思います。この項は終わります。

○議長（久保　玄爾君）　それでは、次は教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　それでは、防府スポーツセンター野球場の維持管理についての御質問にお答えいたします。

防府スポーツセンター野球場は、多くの市民が野球を楽しむ施設としての一翼を担っておりますが、野球場のグラウンド及び芝生の管理については、今年度当初は野球場維持管理費の縮減により、芝生部分のみ専門業者に委託しており、土のグラウンド部分は４月から職員で整備をしてまいりました。

しかしながら、梅雨時期後には、グラウンドの土が雨により流され、溝ができる状態までに悪化したため、８月以降、専門業者に委託して、ほぼ復旧をいたしております。また、芝生につきましても、管理日数の不足により、夏の猛暑で一部芝枯れも見られる状態が生じたところでありますが、現在はほぼ回復したところであります。

今後の対応につきましては、野球場を使用しない１２月から２月までの３カ月間は今年度も野球場の傷んだ部分の補修及び養生期間とし、今年度の状況を踏まえ、今後とも利用者が快適に使用できるよう、適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　今年度、行政改革の対象で削減、縮小されたということです

が、その対象となった理由は何でしょう。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　これは、行政改革の対象というわけではございませんで、通常予算の執行をするに当たり、当然一番節約ができる方法、あるいはほかの方法がないのかというようなことで検討をするわけでございますけれども、今回この野球場のグラウンド部分については、職員でもできないかということもありまして、そういう対応をしたとのことでございます。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　予算の執行で節約できるか、他でもできないのかと、今、行政改革としてではなくと言われましたが、これは行政改革だとは思うのですが、それで、今、職員でも十分対応できるのではないかということでありましたが、その削減に当たりまして、現場の職員さん等とヒアリング、協議等はされましたでしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　ちょっとその当時のことは私もわかりませんが、当然そのときのグラウンドの整備の方法とかいったようなことについての協議はされたと思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　「当時のことはわかりません」という答弁は大変不愉快な答弁だと思います。やはりこういう質問があったときには、ちゃんと当時の関係者の方にもちゃんと聞き取り調査をしてやるべきではないでしょうか、いかがですか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　当然そういうことにもなりますけれども、私の方としましては、できる限りの情報を集めてお答えをしたつもりでございますが、ちょっと私の思っている以上の御質問でございましたので、そういう答弁になったわけでございます。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　できる限りの情報を収集されたということで、１点お尋ねします。

　これまで、どういう体制で専門のメンテナンス業者、そして今の体制、縮小された体制はどのようになっておりますか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　それぞれ、去年の場合ですと、平成１６年度、その体制といいますか、その作業日程等については私の方もよくわかりませんが、去年はそれぞれ野

球場につきましては６５１万の予算でもって作業をしていただいている。年間にして、例えばグラウンド部分については、内野の整備等で年間で１８０回程度の整備を業者の方にしていただいておるということは確認はいたしております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　もう少しきちんと答弁されるようにお願いしたいんですけれども、従来の体制は５日間２人体制でした。現在は１日１人体制でありました。きちんとそういうところも調べていただきたいと思いますが、それで、何かヒアリングもしたことだと思いますということで、ちょっと聞いてもまたわからないと思いますが、職員で対応することになったということですが、職員では対応できない部分があると思いますが、どういった部分があるのか教えてください。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　特に、技術的といいますか、いろいろな業者さんがされておられるところの中では、例えばトラクターによる土の起こしといいますか、あるいは均平作業でも機械を使ったような、特にピッチャーズマウンドあたりの非常に滑らかな斜面のつくり方、そういったようなものが非常に難しかったというふうに聞いております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　余りよく御存じないのでちょっと教えましょう。

グラウンド、土の部分、その周辺のレベル合わせ、そして客土――客土というのは野球場の土は川砂と火山灰をまぜ合わせてますね、その客土と、それと、土の硬度、適切なかたさ、それとベースの位置や高さ、これは専門的な機器がないとできないと。こういう部分は専門業者でなければできません。また専門的な機器は何かこの契約の中で週１回ということで引き上げたということを聞いておりますが、いかがでしょう。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　これは、それぞれ業者が保有しておられる機械、ございまして、それぞれの場所で使い回しといいますか、そういう形で使っておられるということは聞いております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　従前は使い回しじゃなくてちゃんと設置されていたわけなんです。それが、やはり予算的なこともありまして引き上げられたと私は聞いております。

それで、先ほど８月以降、専門業者に入ってもらってほぼ復旧できたと申されましたが、できましたか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　その辺のあたりの技術といいますか、そのレベルというのがどのあたりに達すればいいのかということは判定できないのかなとも思いますが、それぞれ地元で使っていただける球場、野球場としては使えるというふうに思っております。地元で使っていただけるレベルでは大丈夫だと思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　教育次長さんは現場に最近行かれましたか、グラウンドを見ておられますか、どうぞ。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　一番最近行きましたのは、高等学校野球大会がございました７月でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　先ほども、例えば削減、カットに当たってはちゃんと現場の職員と可能か可能でないかということのちゃんとヒアリングして行われましたかと言いましたら、「行っていると思います」ということでありました。「当時のことでよくわかりません」という御回答でしたが、今、私が質問しました現状は当時のことではありません。やはり、こういう質問が出たときには、現場に行って、ちゃんと現場を確認してお答えいただきたいと思います。

ちなみに、私は１１月の初めと１１月の終わりにグラウンドに行ってまいりました。そのときに見た様子では、本来ならマウンドは山になっておらなければならないのが、表彰台のように平たくなっておりました。これは雨による、水による砂の流出です。そして夏にも行きましたけれども、夏場は青々としているはずの芝生が３分の２が茶褐色でした。そして土の部分と芝生の部分、その境目が約５センチ程度の段差がございます。それに、これは自然が気をきかせてくれたのかわかりませんが、１塁側には流水のための水路まできちんとできております。こういう状態でちゃんと復旧されたと言われるのでしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　それぞれ、スポーツ振興課の方で現場等も見ていただきまして、そういうふうな、ほぼ復旧したというふうな報告を受けております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　やはり次長さんですから、現場の職員の責任者でありますよね。やはり、こういったときには必ず現場に足を踏み入れて、きちっとその目で見られて、その現状を、質問に対する御回答をいただきたいと思います。

それと、先ほど１２月から２月にかけて傷んだところは補修していくということですが、

それまでは傷んだところは傷んだまま使用するわけですか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　現時点では、ほぼ修復しておるというふうに思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　思っているじゃなくて、修復されていますとはっきり言ったらどうですか。自分が見ていないんでしょう。見られてちゃんと答弁していただきたいと思います。

　それと、先ほど申しましたが、５日間で２人体制、従来は。今は１日で１人体制、これはだれが考えても、きちんとした整備ができないと思います。これによって、使用される方には不公平さが生じると思いますが、いかがでしょう。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　確かにその辺の整備ということで、一部分手が届かなくて、そういう状態が発生したということについては、大いに反省もしなければならないと思っております。今後、そういった経験をもとに整備等、また力を注いでいきたいと思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　先ほど、答弁の中で多少気になる言葉があったんですが、地元で使うレベルでは大丈夫だろう、これはどういう意味でしょう。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　一流野球選手等が使うレベルというのが果たしてどのぐらいであるのか、あるいは今の状態がそれが使えるのかどうかということが私にはちょっとよくわかりませんけれども、現場等で見ていただいた報告からしますと、ほぼ復旧したというふうに受けておりますので、そういうふうに発言をしたことでございます。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　地元レベルということで、地元の小・中学校、大人、一般の方、使われていますが、大変不評です。特に中学校、高校の関係の野球の監督さん等に聞きますと、本当にグラウンドが悪いと、危ないということまで指摘されております。なのに、先ほど次長は、地元で使うレベルでは大丈夫と言われましたが、大丈夫でしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　それぞれ報告を受けながら私もお答えをしておるところでございます。そういう現場から声があれば、また、そういう声をお聞きしながらまた反省

をしていきたいと思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　それで、地元で使うレベルということで、実はこの縮小と申しますか、削減と申しますか、その検討時点で、「たかが草野球」という言葉が執行部から発せられたということが庁内で話題になっておりました。これはどういう意味だろうかというのは私はよくわかりませんが、どういう意味だと思われますか。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　いろいろ表現はあるかと思います。「たかが草野球」というか、あるいは非常に子どもたちが楽しみながらやる野球だとか、いろいろなこともあろうと思いますけれども、そういったような声が出るということを私は確認も、聞いてもおりませんけれども、今後とも、同じスポーツでありますので、大いにそれぞれのレベルで楽しんでいただくというのが一番大事ではないかと思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　それぞれのレベルで楽しんでいただくことが一番大切、地元で使うレベルとは少し僕は話が違うんじゃないかと思います。「たかが草野球」という言葉は、大変これはゆゆしき言葉でございます。広辞苑でちょっと調べましたら、「たかだか。せいぜい」つまり、見くびった気持ちで使う言葉だ、そういう気持ちの中でこういう検討がされるというのは大変困った話です。

これは、すべてのスポーツに当てはまると私は思います。たかが草サッカー、たかが草バスケット等々、すべてのスポーツに共通していることではないかと思います。こういう認識といいますか、考えのもとでこのような対応をとられることは大変困ったことだと私は思います。すべてのスポーツを軽視し、スポーツを愛する、親しむ市民を愚弄した言葉だと私は強く感じております。

現に、もう、これからいろんな意見を聞いてと言われましたけれども、たくさんの声が出ております。一応こういうふうに試行的にやってみると。しかし、それが不備だったらもとに戻すとか、いろんな対策、対応があると思うんですが、野球に関しては市長さんもなかなか、若いころからやられて、大好きと言われていらっしゃいますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　教育次長が答弁をいたしましたかと思いますが、今年度の状況を踏まえ、今後とも利用者が快適に使用できるよう適正な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　それでは、今言われました適正な維持管理という言葉を信じまして、ぜひ新年度予算に反映してもらいまして、適正に利用者が利用できるように強く要望いたしますとともに望みまして、この項を終わりたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　それでは、次は防府市営住宅について、土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　私の方から、３月定例会で御質問いただきました防府市営住宅について、申し込み手続での郵便受付の導入や随時入居の実施など、その取り組みについてお答えいたします。

まず、第１点目ですが、市営住宅の空き家状況と対応についてお答えいたします。

市営住宅の空き家戸数は、建替事業などのための政策的な空き家を除きますと、平成１７年１月末現在において１１０戸でしたが、平成１７年１１月末現在で８４戸となり、２６戸の空き家が減少したところです。残りの８４戸の空き家につきましても、早急に入居できるよう計画的に修繕してまいりたいと存じます。

次に、市有財産の有効活用の観点から、空き家対策として随時募集の導入や募集回数を増やすなどの施策についてお答えいたします。

市営住宅の空き家募集は、県営住宅との兼ね合いもあることから、現行のとおり、年４回とさせていただきたいと存じます。また、定期募集における現行の公開抽選制度は、入居の公平性を確保するためにすぐれた制度ですから、随時入居制度の導入は考えておりません。

しかしながら、この公開抽選制度の補完として、定期募集で入居申し込みのなかった住宅や入居を辞退された住宅については、定期募集月の抽選日の翌日から、翌月末日まで、本年１０月の定期募集から入居者を随時募集していくことに改正いたしました。

次に、２点目の入居申し込みの郵送受付の導入についてお答えします。

郵送受付につきましては、山口県や他市の実施状況を参考に、１０月の定期入居募集から導入し、ここに持ってきておりますが、はがきでの申し込みになって、５０円切手２枚を張って申し込んでいただく郵送です。それにつきましては、今回募集戸数２２戸に対し２１２名の申込者があり、そのうち７０名の方が郵送による申し込みをされました。

当選後に資格審査を行うため、当選から入居までの期間が以前に比べて長くなりましたが、入居申し込みのために住宅課の窓口が混雑することもなくなり、おおむねトラブルなく実施できましたし、わずかばかりですが、落選者については応募時に必要な所得証明等の必要経費の負担がなくなったところです。また、入居申し込み時に資格審査が不要なので、今後、各出張所においても受け付けできるよう検討してまいりたいと存じます。

次に、３点目の優先入居制度の導入についてお答えします。

１０月の定期募集において、亀塚団地、西田中団地では、申し込み倍率が３０倍を超えましたが、これら人気の団地に入居するには、繰り返し何度も応募することが必要です。これらの多数回応募者に対して、優先枠を設置する考えはありませんが、住宅に真に困窮しておられる障害者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯については、優先入居について検討していく必要があります。ドメスティック・バイオレンス被害者等の入居条件の緩和など、公営住宅法施行令の一部改正、これは平成１８年２月１日施行が予定されていますので、これらを踏まえまして検討してまいりたいと存じます。

最後に、４点目の入居者の共益費の取り扱いについてお答えします。

共益費は、共用部分の電気代や水道代など、入居者共有の利益のための経費ですから、市が直接に関与するものではなく、入居者の総意のもとに費用負担され、自主的な運営をしていただきたいと思います。

これまで、共益費の徴収において、管理人等の方から御相談があれば、未納者に対し、支払い等の指導をしてまいりましたし、今後とも管理者責任として協力いたしますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　郵便受付を導入されたということで、私も、申し込まれた市民の方から大変好評の弁を聞きました。大変高く評価したいと思います。また、優先枠につきましても、障害者、高齢者などについては今後検討、またその他につきましては政令の改正にあわせて検討していきたいということで、ぜひ前向きに導入を検討していただきたいと思います。

それで、優遇措置という部分がちょっと御答弁がなかったように思いますけれども、３月に申しました県営住宅に対しては４回以上落選すれば、次からは２回のチャンスを差し上げましょうというダブルチャンスといいますか、そういう措置がとられています。先般は、単身で国民年金受給者の６６歳の女性から、何度申し込んでも当たらないと。民間の家賃では生活が大変ですと。議員さん、どうにかなりませんかという切実な相談を受けましたが、私としては、めげずに申し込んでくださいというお答えしかできませんでした。せめて、こういう優遇措置と申しますか、ダブルチャンス、県が導入している分についても考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　先ほど、４回ぐらい申し込んだらダブルチャンス

ということで、そのあたりの優遇措置はできないかという御質問でございますけれども、私ども、先ほどちょこっと触れさせていただいたんですが、倍率が高い、亀塚、西田中団地、これなんかが競争率が高いわけですけれども、公平性の面からしまして、随時入居制度等を採用しますと、ずっと２００人、山口市さんなんかだったら、ずっと２００人申し込まれて、順番で入っていくという制度もあるし、今のようなダブルチャンスということもありましょうが、公平性を保つためには、やっぱり公開抽選制度が一番ベストだろうということの結論を、検討した中で結論を得ました。そのあたりで、山口市さんのように２００人の、新婚さんが申し込まれたときには、そのあたりについて、新婚さんはずっと待っとかにゃいけんというような状況も生じてきますので、あくまで公開抽選制度の方が公平・公正が保てるのではないかというふうに判断しております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　新婚さんがすぐ入れないから公平性が保てないというのは何かおかしな、私は答弁に聞こえます。

　それで、３月の質問に対する進行状況ということでございますが、今、山口市のことを言われましたが、他市で今、随時入居をやっているのはどこでございますか。

○議長（久保　玄爾君）　暫時休憩いたします。

午後　１時３７分　休憩

午後　１時４０分　開議

○議長（久保　玄爾君）　休憩を閉じて、会議を再開いたします。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　今、資料を探したのですが、見つかりません。申しわけないんですが、この件、随時、他市の例につきましてはまたお知らせいたしたいと思いますが、今の公開抽選制度と言いましたけれども、しかしながら、先ほども言いましたように、この公開抽選制度の補完としまして、定期募集で入居申し込みのなかった住宅や入居を辞退された住宅については、定期募集の抽選日の翌日から翌月の末日までは本年の１０月より入居者を随時募集していくということに改正しております。その辺でよろしくお願いしたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　資料がないということで、私はきょうの質問は、３月に質問したことについて検討、対応するということについてのその状況を教えてくださいという質問でありました。当然そういう資料もあって、こういうふうに県内では何カ所やっていますと、状態はこうですよという御答弁がいただけると思いましたが、ありませんでした。

とてもとても残念でございます。

今、申されました定期募集については、応募がなかった場合は翌日から約１カ月半、随時応募を受けて入居体制をとっていると。これも一つの、僕は進歩だと認めます。しかし、公募しても応募がないというのは、やはりなかなか問題があるのではないかと思います。やはり困窮しているからどこでもいいというわけではないと思います。できるだけ随時入居を実行してほしいんですが、そこで、今、空き家状況は８４戸と言われましたが、市内の市営住宅の家賃の平均家賃は幾らぐらいでしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　今、１戸当たりの平均家賃は幾らですかという御質問でございますが、平均家賃はいろいろ収入によってまちまちではあるんですが、市営住宅が約２，０００戸としまして、その辺から単純に割れば、平均家賃は高いところもありますので、１万３，２００円ぐらいになります。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　それでは、８４戸の今１１月末現在で空き家があるということで、１万３，２００円を掛けられると幾らになりますか。

○議長（久保　玄爾君）　土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　今、それに８４戸を掛けて、１２カ月で幾らになるかということでございますが、計算しますと１，３３０万５，６００円でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　僕は今単純に８４掛ける１万３，２００円と思ったんですけれども、１２カ月分まで計算していただきましてありがとうございます。１，３００万ものお金が、今、あいているということになるわけなんですよね。今、一生懸命行財政改革で、先ほども申しましたが、削らなくてもいいんじゃないかと思うところまで削られて、こういうふうに１，３００万もの金が何も手つかずで置かれているというのは大変いかがなものかと私は思います。ぜひこれ、やはり希望者は随時入居できる、市民サービスは向上する、市の増収にもつながる、これが本当の真の私は行政改革ではないかと思います。単なる効果をお金だけに追求し、やはり市民サービスが低下したり、使用度が下がったり、それは決していいことではないと思います。

ぜひ、先ほど公開抽選制度が最適というようなことを言われましたけれども、今、現行行われているから最適に見えるだけであって、もっと他の実態も参考にして、できる限りこういう制度を設けて、市の収益を上げていくと、頑張って防府市をよくしようという気持ちの中で、私はこれを言っているわけでございます。

ちなみに、今、随時入居しているのは県内７市ありますが、空き家が全くないという状態です。これは経営としてはすごく完璧な経営です。ぜひこれからまたきっちりいろいろ調査し、また検討され、研究され、随時入居実施へぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（久保　玄爾君）　土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　先ほどの空き家の方からお答えさせていただきます。

空き家の方につきましては、私ども民間の（「民間はいいです。随時入居を前向きに取り組むと……」と呼ぶ者あり）お答えをいただいたようでございますが、前向きに検討いたしてまいりたいと考えております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　いえいえ、してほしいということに対しての答弁と言ったのですが、ちょっと誤解があったようです。

最後になりますが、共益費についてでございます。これは３月の定例議会の私の質問で、支払わない人の分を、まじめに、正直に支払っている人が払っていると。こんな不条理、不公平さはないのではないかと。市の対応をということで、先ほどの答弁では、相談があれば対応するように努めたいということでしたが、そのときの３月の市長さんの答弁の中に、共益費に対して、「市営住宅に入居しておられる方々の中に、とんでもない考え違いをしている人、あるいはまたそれを平然としてうそぶいておるような者は断固許すわけにはまいりません。当然、管理者責任として私どもが厳正に対応しなくてはならない責任がある」と、そして、「いま一度よく精査いたしまして、きちっとした対応を住宅課の方でさせるように努めさせます」という御答弁でありました。どのように調査されましたか、よろしくお願いします。

○議長（久保　玄爾君）　土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　共益費のことにつきましては、私どもは未納者に対して支払い等の強力なバックアップをしていきたいというふうに考えておりますので、そのあたりよろしくお願いいたします。（「調査をどのようにしてきたかということ」と呼ぶ者あり）先ほどもお答えしましたように、管理人等の方から御相談があれば、未納者に対して支払い等の指導を私どもの方も出向いていっておりますし、そのあたりで、今後とも管理責任者としまして協力していきたいというふうに考えております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　私が聞いているのは、「いま一度よく精査いたしまして」と

いうことで、どのように精査をしてこられたのかお尋ねしているんです。されてなければ、されてないと言ってください。

○議長（久保　玄爾君）　土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　どのように精査されてきたのかということでございますが、私ども、実績で、精査という意味とちょっと外れるかもしれませんが、実績であれば、２団地ほどから申し出がありましたので、そのあたりにつきまして、職員が出向きまして、そのあたりで対応しておるという状況でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　質問と御回答が少し異なると思います。私は、どのように精査してこられたのかということを聞いておるわけでございます。言われたことはきっちりと対応していただきたいと思います。あれから９カ月。

もう一つあるんです。市長さんの答弁の中ですが、私の実態の質問に対して、「強圧的なことをされたりしておられるようなまじめな市営住宅の入居の方がおられるとしたならば、これは大変お気の毒なことで、実情をつぶさに調査した上、対応していきたい」というお答えもあるわけです。９カ月間も全く調査も何もされていないというのは、議会での答弁は一体何なのかと、大変疑問に思います。幾らここで言ってもされていないんだから前に進展しないと思いますけれども。

もう一つ、私の一般質問は３月９日でした。翌１０日、市内の中学校の卒業式に出席しました。そのとき、市長さんも出席されておりました。この待ち時間の間、同僚議員もそばにいましたが、市長はこういうことを言われております。多分言われたことを覚えていらっしゃいませんよね。じゃ、こういうことを言われました。この共益費の不条理さ、不公平さについて、「民間では考えられないこと。家賃などとは別会計を設けてでも、きっちり対応するように担当課へ指示した」と言われました。きちっと指示されましたでしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　一連の市営住宅の管理並びに運営について、議員の御指摘を拝聴しておりましたが、私もかねてからここらあたりについては私なりの考えもあるところでございます。未修理の空き家が８４戸、しかしながら、これは昔はもっと多かったらしいんですけれども、徐々に徐々に空き家の修理のスピードを上げているという報告は受けておるわけでありますが、果たしてその今のスピードでいいのかどうか、どんどん改修していけば、どんどん入居を促進することができるわけですし、それはひいては一般的に言えば収入になってくるわけであります。そこら辺少しスピードアップする必要があるので

はないか。

あるいはまた、今の共益費の徴収、家賃等々の話が、たまたま翌日が卒業式だったということの中で、私の頭の中はそういうふうな意味の中での、私は実は民間のアパートというのに学生時代以降は住んだことがございませんで、いわゆる市営住宅には結婚してから数年間お世話になりましたので、市営住宅のことはよくわかっておるつもりでございますけれども、民間のアパート経営のことはよくわかりませんが、いずれにしましても、官と民のサービス、あるいは物を売る、お金をいただくということに対する感覚の違いが官と民には私はあるというふうに思っておりますので、そういうふうな意味合いの中で申し上げたことではないかと思いますが、ただいまの管理費の未納者、管理費を一生懸命払っている方と、管理費は市営住宅とは別なんだから払わなくてもいいやと、こういうふうな人との違いは、やはり行政のサイドから管理費を払っていただけるように御協力をしっかりお願いをしていかなくてはならないと思いますし、現実、住宅課もそのような趣旨で、いろいろ、管理費に関して自主的な運営をいただいている団地の方々に、いろいろお願いもし、御協力もしておるのは事実だと思いますけれども、まだまだそこら辺の対応の甘いところもあるように感じますので、やりとりを聞いておりまして感じますので、よくもう一回しっかりねじを巻いていきたい、このように感じております。

○議長（久保　玄爾君）　１６番。

○１６番（三原　昭治君）　時間が来たということでありますので、これを最後にやめますが、先ほど空き家についても昔はもっと多かったと、今減っていると。どんどん減らしているという、悪かったときと比べればよく見えますが、先ほど言いました随時入居の場合はゼロです。ぜひ比べる基準を、いい方の基準に目を向けていただきたいと思います。

そして、先ほど私が市長の発言に対して市長の答弁を求めましたところ、官と民とは感覚の違いがあると。確かに官と民は大きな感覚の違いがございます。しかし、市長さんは常日ごろ、行政の経営者であり、民間的発想で臨まなければいけないということを繰り返されております。ぜひこういった面は民間的発想に立って、きっちりと、この次、多分もう一回質問すると思います、きっちりと精査されて、対応していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　すみません、先ほどの随時入居の他市の例でございますが、宇部市と山口市、これが平成１７年２月調べですが、小野田市という３市になっております。

以上です。

○議長（久保　玄爾君）　以上で、１６番議員の質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　次は１５番、藤野議員。

〔１５番　藤野　文彦君　登壇〕

○１５番（藤野　文彦君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、（仮称）牟礼南部スポーツ広場の設置についてお尋ねをいたします。

スポーツ、レクリエーションは、人間が人間らしく生きていくために、そして健康の保持・増進や体力の向上、青少年の人間形成などに寄与するものと期待されております。すべての市民が生涯にわたってそれぞれの目的、健康、体力、年齢に応じたスポーツ、レクリエーション活動に親しみ、自発的活動としての広がりと継続性が持てるよう支援していくことが重要となっております。

本市では、各種スポーツ、レクリエーション大会や、スポーツ教室などを開催し、市民が各種スポーツに参加できる機会を提供するとともに、関係組織、団体の育成や支援に努めていきます。そのためにも、スポーツ施設については、既存施設の効率的な活用を図るとともに、計画的な整備拡充に努める必要があると、第三次防府市総合計画に述べられております。

そこで、牟礼南部スポーツ広場の設置についてお尋ねをいたします。

御承知のように、牟礼地区は我が市のベッドタウンとして開発が進み、平成１７年１０月末現在では、人口１万７，００６人となり、防府市全体では１４．３％を占めており、防府市一番のマンモス地区となっております。しかしながら、これに伴うスポーツ広場がなく、牟礼南小学校、牟礼小学校、牟礼中学校の３校に運動場があるだけでございます。３校とも牟礼地区の北部に集中しており、牟礼南部の住民は何かと不便を感じております。スポーツセンター、向島運動公園まで行けばよいのですが、御案内のとおり、道路事情も悪く、距離的にも大変であり不可能と思われます。このため、牟礼南校区の方々は、ソフトボール、野球、ゲートボール、グラウンドゴルフなどのスポーツの場に恵まれず、大変困窮しておるのが実情でございます。

そこでお願いですが、牟礼沖不燃物投棄場所の跡地を（仮称）牟礼南部スポーツ広場として設置していただければ、青少年の健全育成はもちろんのこと、老人の健康増進、スポーツ交流等、多大な成果を挙げることができると考えております。この点について当局の御見解をお伺いいたします。

次に、２点目といたしまして、柳川土手の整備についてお尋ねいたします。

本市の二級河川であります柳川は、県が管理者となっており、その柳川土手は学校の通

学路として、児童の登校・下校時の事故等から児童の身を守る大変重要な役割を果たしております。

そこでお伺いします。牟礼小学校、牟礼南小学校の西側を流れております柳川の土手が通学路としても定められておりますほか、お年寄り等の散歩コースにもなっておりますが、竹、カヤ、これはヨシともいうのでしょうか、草等が生い茂り、特に旧国道２号線から南、長さにいたしまして約３００メートル、私の徒歩で５０４歩ありました。一歩６０センチと考えまして約３００メートルあると思いますけれども、沖今宿に向けての土手は東側を通っています市道坂本江泊線からの視界もとても悪く、危険な状況でございます。また、近くには人家もなく、関係者の不安は募るばかりでございます。

ここ近年、新聞紙上をにぎわしております幼児・児童、若い女性の殺害、誘拐等と、毎日のように思え、どうかしてほしい旨の要望がございます。いずれもきょう、きのうの問題ではなく、かなり前からこういう要望は地区においてあったかと思われますが、不安全なままで放置されているのが実情でございます。

このような点について、行政としてどのような考え方をお持ちなのか、またどのように対処しようとしておられるのか、地区住民が不安を解消され、安心して児童が登下校できるよう、当局の御所見をお願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　１５番、藤野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長　松浦　正人君　登壇〕

○市長（松浦　正人君）　私からは、（仮称）牟礼南部スポーツ広場についての御質問にお答えをいたします。

本市におけるスポーツ広場として、スポーツセンターの広大な運動広場をはじめ、各地区での学校グラウンドも活用されており、また平成１５年度に完成した向島運動公園も多くの市民の方々に利用されているところでございます。議員から、スポーツ広場としての御提案のありました牟礼津崎沖廃棄物処分場跡地につきましては、昭和６２年から平成８年までの約１０年間を廃棄物の最終処分場として使用してまいりましたが、埋め立ての終わった第１工区は廃棄物と清掃に関する法律の終了の届け出、廃止の確認手続等を行い、他の用途での使用が可能となっております。

したがいまして、利用の希望があれば使用可能ですが、整地状態が極めて悪く、スポーツ広場として整備をするにしても多額な経費を要すると思われ、今後とも市有財産としての土地の活用について検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、土木都市建設部長より答弁いたさせます。

○議長（久保　玄爾君）　１５番。

○１５番（藤野　文彦君）　ただいま、市長の方から、私の質問に対する答弁がございました。この質問の件につきましては、以前平成元年から多くの先輩議員あるいは同僚議員からもこういう質問がされているというふうに思っております。そうしたことで、ただいまの答弁、大変短い答弁でわかりやすくございましたけれども、以下何点か御質問させていただきたいと思います。

今、廃棄物処理としての廃止届を出して、その用途は終わったということで、他の用途での使用が可能になっている第１工区、１万９，７３２平方メートルでございますけれども、今、スポーツ広場として整備するには多額の費用を要するというふうに御答弁がございました。その件につきまして、整備されようとする整備内容と、それにどのくらいの経費を要するのか、試算されておれば、お伺いしたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　それでは今の質問にお答えいたします。

先ほど、多額の経費がかかるということでございますけれども、現状、土地の凸凹といいますか、非常に段差のある土地でもございます。そして、非常に面積も広いということで、埋め立てをするにしても何センチかさ上げが必要かということ等もまだちょっと検討もしておりません。スポーツ広場としてどのぐらいの高さがあるのか、あるいはフェンスがどのぐらい要るのかということも、現在、想定もしておりませんで、試算の方もいたしておりません。御理解賜りたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　１５番。

○１５番（藤野　文彦君）　多額な経費を要すると言われたからには、私は試算されているというふうに思いましたけれども、その整地あるいはフェンス等のこともしていないということでございます。今日まで、平成元年から、今１７年でございます。その間何をされていたのかというふうに不審に思います。

それで、２点目の質問といたしまして、平成１３年６月議会で、先輩議員からの質問の答弁で、「県にお願いをしております第一線堤防との兼ね合いもございまして、その見通しがつきましたら整備をしたいと思いますが」というふうにあります。この第一線堤防と護岸、あそこの整地や瓦れき置場ですか、今、廃止になっております用地につきましても、護岸、石垣で組んでおりますが、そうした兼ね合いはどうなのか。また、その後約４年半ぐらいたっておりますけれども、県の対応はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（久保　玄爾君）　生活環境部長。

○生活環境部長（三谷　勇生君）　今の、議員さん御案内のとおり、第一線堤防につきましては、埋め立て処分、埋没場のいわゆる北側の方に第一線堤防というものが設置してご

ざいます。それで、今の埋め立て第１工区、第２工区、第３工区とございますけれども、そのすべてが完了した時点で、市としてその土地の利用方法を考えていかなければならないじゃないかというときに、今のおっしゃいました、いわゆる前に石垣が組んである、そしてその堤防がある。この堤防は非常に低うございます。したがいしまて、台風とか高波とか、そういったときには波で洗われる可能性が非常に高くございまして、そういった意味から、いわゆる県の方に第一線堤防のつけかえを当時お願いしておったといういきさつでございます。

その後の経緯ということでございますけれども、その後は、今、私が承知している限りでは、県の方への働きかけはないようでございます。二、三日前に、いわゆるそういった県の方の動きはどうなのかというお問い合わせをいたしましたところ、県の方では今のところ事業計画もございませんという答弁でございました。

以上でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１５番。

○１５番（藤野　文彦君）　県の方ではそういう事業計画はないということでございますけれども、この広場、第１工区、第２工区、第３工区を私ども望んでいるわけでございますから、ぜひとも第一線堤防の工事へ向けての県への要請行動を早急に続けていただいて、これが完成するように――堤防がですね、働きかけをしていただきたいと思いますが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（久保　玄爾君）　生活環境部長。

○生活環境部長（三谷　勇生君）　取り組みを働きかけてほしいということでございますけれども、まず、先ほどおっしゃいました第１工区は既に閉鎖をいたしておりますので、これは市の土地として自由に活用できる。しかし、２工区、３工区につきましては、まだ閉鎖という事態に至っておりませんので、現在、埋め立て終了の届けを出しております。そして、今県の方で水質調査を行っていただいておりまして、その水質調査でクリアすれば閉鎖をすると。その後は、今度は防府市で土地利用を全体的に考えていくということになろうと思いますけれども、そういった、閉鎖するのを待つのではなくて、今からでも、県の方にもそういった第一線のつけかえにつきましてはお願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１５番。

○１５番（藤野　文彦君）　県の方に要請していくということでございますから、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それと、第１工区について、先ほどもありましたけれども、利用の希望があれば使用可能と申されましたけれども、恐らくそう申されましたからには現地を私は見ておられると思いますけれども、どういう状況であるか、もう私、問いませんけれども、私はこの質問をするのにあそこを――言葉は悪いかもしれませんけれども、かくれんぼや探検ごっこをするために使わせというふうな話をしているのではありません。今、利用ができる、可能というふうに申されましたけれども、何か名案でもありましたら聞かせていただきたいし、その点についてどうでしょうか、なければ結構でございますけれども。

○議長（久保　玄爾君）　生活環境部長。

○生活環境部長（三谷　勇生君）　第１工区につきましては、閉鎖をいたしておりますので、先ほど申しましたように市の方で利活用は工夫できるということでございます。ですが、今の状況はもう本当にかくれんぼか探検ごっこ、いわゆる草が生い茂っておる状態でございます。それを先ほどもございましたけれども、整備をして、お金をかけて、そして利用していただくという形にしたといたしましても、先ほど申しましたように、堤防そのものが低うございますので、これを高波とか台風とか、そういった災害に耐えられるだけの堤防が前にあれば思い切っていけるとは思いますけれども、今のところ、そういう状態でございますので、前面にありますところの堤防のかさ上げと申しますか、そういったものに重点を置いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１５番。

○１５番（藤野　文彦君）　本当に、私もあそこ、牟礼地区でございますから、何度か散歩をしたり、通ったりします。草ぼうぼうで、必ずしもスポーツ広場としては到底利用できません。そうしたことで、早急に第１工区につきましてでも整備をしていただくように要望しておきたいというふうに思います。

それから、もう一度市長さんにお尋ねをいたしますけれども、この防府市牟礼津崎沖廃棄物最終処分場は、先ほど答弁にありましたように、昭和６２年より埋め立てを開始、平成８年に埋め立てを終了しております。第１工区が、先ほど申しましたように１万９，７３２平方メートル、第２工区、１万７，３５６平方メートル、第３工区、１万４，９２７平方メートルで、合計が５万２，０１５平方メートル、形は大変不整形ではありますけれども、広大な土地となっております。この面積は向島の運動公園の多目的広場の２万３，０００平方メートルの２倍強の面積でございます。

平成１９年ごろからスポーツセンターに総合体育館の建設が予定されているやに聞いておりますけれども、建設場所によってはグラウンドの面積が少なくなってしまいますので、（仮称）牟礼南部スポーツ広場の設置を早急に、前向きに検討していただきたいと思いま

す。

また、環状１号線も牟礼南小学校まで急ピッチで整備が進んでおりますし、完成すればスポーツセンター広場、向島運動公園広場と一本で結ばれると思いますが、いかがでしょうか。市長さん、最後にお伺いいたします。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　議員御指摘のあの場所につきましては、私もかねてから防府市の中・長期計画の中で何とか対応を考えていかなければならない土地であると。また、その考えようによってはいろいろな展開も可能な、可能性を秘めた土地であるというふうに認識をいたしております。そして同時に、牟礼地区には、人口に比例をいたしますれば、議員冒頭御指摘のとおり、運動広場的なものが比較的少ないわけでございます。どの地区を考えてみましても、それぞれの学校用地等々を活用していただきながらの対応を余儀なくされているのが実情ではございますが、牟礼地区の場合には人口急増地域、そして人口の多い地域であるだけに、何らかの方法を講じていかなくてはいけないなということも、私なりにも感じておるところでございます。

そういう意味におきまして、大きな研究・勉強課題とさせていただければと、このように感じているところでございます。

○議長（久保　玄爾君）　１５番。

○１５番（藤野　文彦君）　今、中・長期的な計画の中で前向きな検討課題というふうな言葉がございました。そこで、要望ということにさせていただきますけれども、今、市長さんの方からありましたように、もうしばらく時間がかかるようでございます。この時期に要望いたしますのは、先ほど市長さんが申されましたように、中・長期実施計画にのせておいていただきたいと思うからでございます。小野小学校跡地、やはず園跡地及び図書館跡地のように、移転先は決まっていても、いまだに跡地は協議されておらず、市民の大切な財産も空き地のままの状況でございます。中・長期の実施計画にのせる財源を当てはめておいていただければ、スムーズに事業実施ができるのではないかと考えるからでございます。

スポーツ広場としての利用ができるには、護岸、フェンス、あるいは整地等、財源的にも大変でしょうが、牟礼地区住民のために、目配り、気配りをしていただきまして、一日も早く（仮称）牟礼南部スポーツ広場が実現でき、野球、ソフトをはじめ、子どもたちが自由に遊び回れるちびっ子広場も併設し、将来への夢が無限に広がる広場となるよう、強く強くお願いを申し上げまして、この件について質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（久保　玄爾君）　それでは、次は柳川土手の整備について、土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子　正幸君）　それでは、私の方から、柳川土手の整備についてお答えいたします。現在、本市で管理しております市道は、従来から民家が存在する場所については、地元の皆様に清掃、除草をお願いしているところでございます。しかしながら、民家がなく、交通安全上で見通しの悪い場所、地元で対応できない場所につきましては、道路課で除草を実施しております。

議員さん御指摘の箇所につきましては、地元自治会でも除草をしていただいており、感謝しているところでございます。

また、当箇所の右岸、左岸の市道の路肩部分は、道路課におきまして毎年春・夏の年２回除草を実施しております。しかしながら、現地を見させていただきましたが、河川敷内に竹、草、カヤ等が繁茂している件につきましては、県所有の河川であり、早急に県へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１５番。

○１５番（藤野　文彦君）　今、答弁ございましたが、私が申し上げているところはまさに県の管理でございます。そうしたことで、県の方に要請するということですから、了といたしますけれども、ここで若干要望等も踏まえましてお願いをしたいと思います。

柳川土手の整備の件でございますけれども、先週、１２月４日、日曜日でございます。午前中から、大変朝寒い日、また小雨まじりの日でございましたけれども、牟礼自治会連合会、青少協、老人クラブ、そして牟礼中学校の生徒、国府中学校の生徒の皆さんによりまして、総勢５００名を超えたそうでございますけれども、私はあいにくちょうどほかの行事と重なりまして、ことしは参加できませんでしたけれども、今日まで柳川土手の、今言いますのり面等も、草刈りに参加してきたところでございます。今回できませんでした。そうしたことで、今回参加されました皆さん方に厚く感謝と敬意を表しますとともに、お礼を申し上げたいと思います。この議員の中にも牟礼の連合自治会長をされております方がございます、名前は申しません、ありがとうございました。

そうしたことで、この柳川土手のカヤ、草等、土手のは刈るけれども、のり面は刈らないということですけれども、こののり面はかなり急傾斜地でございまして、その上、かまや草刈り機で昨年私どもが刈ったところは、竹あるいはカヤ等の切り口、どうしても私ども素人が切ると斜めにしか切れません、真横には切れませんので、そうした切り口がやりの矛先のように上を向いてとんがっております。そうしたところ、幾ら５００人が出ても、その中にきのうの話もございましたけれども、機械を持っている方々は数名でございます。

その草刈り機で刈るのも難儀ではございます。

そうしたことで、私ども、地区住民もしておりますけれども、限度がございますので、ぜひ県の方に強く要望していただきまして、あと地区住民が刈りやすく整備をしていただくように強くお願いをしていただきたいと思います。

毎日のように、あそこ、先ほど申しましたように、見通しが大変悪うございます。カヤにすれば、土手から１メートル５０センチぐらい上に出ているかというふうに思います。本当に今ごろの時期、夕方になればもう完全に見通しも悪いところでございますので、ぜひその辺をよろしくお願いしたいということを申し上げまして、また毎日のように、幼児・児童の殺害、誘拐等、先ほど申しましたように新聞に載っております。子どもをお持ちの親の不安を一日も早く解消していただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（久保　玄爾君）　以上で、１５番議員の質問を終わります。

ここで、２時４０分まで休憩いたします。

午後　２時２７分　休憩

午後　２時４１分　開議

○議長（久保　玄爾君）　休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は１１番、山本議員。

〔１１番　山本　久江君　登壇〕

○１１番（山本　久江君）　日本共産党の山本久江でございます。本議会、最後の一般質問となりました、大変お疲れとは思いますけれども、どうかよろしくお願いをいたします。

まず、質問通告の第１点目は、県の出先機関の再編整備についてお尋ねをいたします。

御承知のように、１１月２５日、県は、県庁機構改革の指針、最終案を公表いたしました。この最終案につきましては、今後、県議会や県政改革推進委員会の審議を経て、成案とされるようですが、防府市民にとっては極めて影響が大きい内容となっております。

指針は、県政集中改革の取り組みとして、県を取り巻くさまざまな環境の変化や新たな政策課題に適切に対応できる組織づくりを進めるため、その再編整備の方向性を示すものであるとして、その中で出先機関の再編整備について取り上げております。

出先機関の再編整備は、社会経済情勢の変化や急速に進展する市町村合併等に適切に対応するため、その必要性が強調され、指針では県が区分した８つの広域生活圏に１事務所を基本として、事務所・支所の見直し統合を行い、一層の広域的配置が図られようとしております。

その具体的内容を防府市にかかわる出先機関で見てみますと、まず県税事務所は山口県税事務所と統合、健康福祉センターは山口健康福祉センターと統合、農林事務所・防府支所はほかの４支所とともに本所へ統合、土木建築事務所は圏域１事務所体制とするため山口土木建築事務所と統合、教育事務所は県と市町村との役割分担を見直すことにより現行業務処理体制を段階的に整理し、廃止となっております。

実施時期は来年４月１日となっておりますが、県税事務所、健康福祉センター、土木建築事務所については現地サービスへの影響等を考慮し、４年間の経過期間を設けた上で、平成２２年４月に統合という計画になっております。

今回の出先機関の再編整備で、最も影響が大きいのは防府市です。市など関係機関、市民、企業、各種住民団体等にさまざまな形で行政サービスの影響が出てまいります。市として、この指針をどのように受けとめておられるのか、行政サービスの大幅な低下になりかねないこのたびの指針について、県に対し見直しを求めていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねをいたします。

質問の第２点目は、来年４月から段階的に施行される障害者自立支援法に基づく防府市の取り組みについてお尋ねをいたします。

御承知のように、障害者自立支援法は１０月３１日、衆議院本会議で成立をいたしましたが、国会はかつて経験したことのないほど障害者の方々の注目、不安と抗議の行動に包まれました。それは、この法が今まで応能負担、つまり収入に応じた負担だった障害者の福祉、医療サービスに応益負担を持ち込み、１割の定率負担を導入するものであるからです。就労の場を提供する作業所、授産所などの利用にも、精神通院や心臓病の子どもへの公費負担医療にも１割の負担を求めるものです。

現行の障害者福祉は、２年前にスタートいたしました契約に基づき、障害者みずからサービスを選択できるという、支援費制度に基づいて行われております。しかし、２年連続の予算不足という失政で破綻し、国は今後、介護保険との統合で安定財源を確保するという方針転換を契機に、応益負担の方向が打ち出されました。

今回、介護保険との統合は先送りになりましたけれども、身体障害者、知的障害者、精神障害者へのサービス提供の仕組みを障害児も含めて一本化し、医療や就労支援の仕組みをも合わせるという改革を理由に、この応益負担が盛り込まれました。もともと、応益負担は障害者福祉とは相入れない最悪の負担方式でございます。

それは、第１に、障害が重く、多くのサービスを必要とする人ほど多くの負担金の支払いが求められることです。障害が重いほど、障害がゆえの苦しみをさらに増幅させるものでございます。また、特に小さいころからさまざまな障害を持った方では、就労の機会が

十分保障されていないため、その家庭の所得状況がサービス利用の可能性を大きく左右いたします。つまり、同じ障害であっても、障害者本人やその出身家庭が裕福かそうでないかで、社会参加や自立の機会あるいは可能性が左右されてしまい、不公平が生み出されます。

利用するサービスは、障害者が生きていく上で不可欠のものであり、人間らしく暮らしていくためになくてはならないものです。以前の国会審議の中で政府が提出をいたしました平均的な利用者負担の例では、ホームヘルプ利用で約４倍、通所施設で約１９倍などと、途方もない負担増が浮き彫りになりました。今、来年４月からの実施に多くの障害者の方々や家族がサービス利用に不安を持っておられます。利用者負担額の軽減対策も含め、市として今後どのように対応していくお考えか、お尋ねをいたします。

また、今回、自立支援のサービスとして、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具の５つの区分に再編されていますが、新たなサービスである就労移行支援などの取り組みにつきまして、市のお考えをお聞かせください。

質問の最後は、教育施設の整備について。まず、小・中学校の耐震化についてお尋ねをいたします。

小・中学校施設は、言うまでもなく、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であるとともに、地震や台風など、災害発生時には市民の応急的な避難場所、地域の防災拠点としての役割を担っております。災害発生時に児童・生徒の人命を守るとともに、地域住民の避難場所として必要な機能が果たせるように、施設や設備の損傷を最小限にとどめるために十分な耐震性能を持たせて、学校施設を整備することが重要でございます。

去る７月８日、文部科学省は、４月１日現在の公立小・中学校施設の耐震改修状況の調査の結果を公表いたしました。その結果、全国の公立小・中学校施設全１３万棟のうち、約８万４，０００棟、６３．９％になりますが、これは現行の耐震基準が定められた１９８１年以前に建築された施設で、その中で耐震診断が実施されたのは４万７，０００棟、５６．３％にすぎないことがわかりました。

このうち、耐震性がある建物――改修済みを含みますけれども、耐震性がある建物は２万５６２棟、１５．７％で、残りの約２万６，５１９棟、２０．３％になりますけれども、これが耐震診断によって耐震性のない建物と確認されながら、未改修のままであることがこの調査で明らかになりました。全国的には、依然として耐震化が進んでいないだけでなく、半分の施設に耐震性が確認されていない状況がございます。

昨年の１２月議会での私の一般質問に対する答弁で、市内の小・中学校の耐震診断の状況と今後については、次のように御回答をいただいております。すなわち、「耐震診断に

つきましては、平成１５年から１７年の３年間で１次の診断をするようになっております。この１次診断をすべての小・中学校でやった後に、まず防府市の中で計画策定委員会に諮ります。その審査結果に基づいて２次診断に入ります。２次診断となりますと、改築・補強ということが入ってきますけれども、この２次診断の結果は、今度は県の評価委員会に諮って診断を仰ぎます」とのことでございました。その後、１年経過をいたしまして、耐震診断の実施状況はどうなっているのか、また、今後の耐震化に向けての取り組みにつきましてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

次に、老朽化した屋内運動場の改築について質問いたします。

今年度、強い要望が出されておりました、築後４３年の佐波小学校の屋内運動場の改築に市は着手をされ、関係者から大変喜ばれております。昨年の１２月議会で、松浦市長は、老朽化した屋内運動場、具体的には小学校２校、中学校２校、急ぐところについて、公共施設の中でも最優先の事柄であると述べられ、当時の松本教育次長は、牟礼小の大規模改修、小野の移転新築という大きな校舎改築は終わりましたので、次に、やはり予定されるのは教育委員会といたしましては、やはり屋内運動場の改修に取り組まなければならない、こういうふうに答弁をされております。

現在、築後４０年を経過した大道小学校、華西中学校の屋内運動場の改築はまさに待ったなしの状況でございます。老朽度、構造、使用頻度、狭隘度、あるいは交流の場としての不便さなどを総合的に見ましても、この２校の屋内運動場は一刻も早く改築をと願わずにはいられません。市として、この２校を含む市内の小・中学校の改築を今後どのように計画的に進めていかれるのか、その見通しにつきましてお尋ねをいたします。

以上、３点にわたりまして質問をさせていただきました。壇上での質問を終わります。

○議長（久保　玄爾君）　１１番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長　松浦　正人君　登壇〕

○市長（松浦　正人君）　私からは、県の出先機関の再編整備についての御質問にお答えします。

御承知のとおり、山口県では県政集中改革の取り組みとして、新たな行政改革指針の策定や県庁の機構改革等が進められています。この機構改革の一環として、出先機関の統廃合などを含めた組織の再編整備が検討されており、先日、その指針案が発表されたところでございます。

それによると、広域生活圏内に１事務所とすること、分庁舎・支所をできる限り集約することなどを基本に見直しが行われ、県税事務所をはじめとする主要出先機関の再編整備の方向性が示されています。このうち、本市関係の出先機関につきましては、県税事務所、

健康福祉センター、土木建築事務所が山口・防府圏域で１つに統合、農林事務所の支所が本所に統合、さらに教育事務所が全県で廃止となっています。

実施時期は平成１８年４月１日ですが、県税事務所、健康福祉センター、土木建築事務所については、県民サービスへの影響が大きいことから、４年間の経過措置が設けられています。

これからどのような手順で見直しがされ、どのような統合がされるのかについては、現在のところ詳細が明らかにされておらず、具体的な対応策は考えづらいところでございますが、いずれの事務所も本市にとって非常に重要な機関であることは言うまでもありません。

したがって、今後は県の動向を注視しながら、あらゆる機会をとらえ、市民の利便性の確保という観点はもちろんのこと、１０万都市が広域生活圏内に２つあるという本圏域の特殊性の中で、県内一律の再編整備というのは、地域の実情が考慮されておらず、幾ら行政改革とはいえ、明らかに県民サービスの低下を招くものであるという観点から、本市の出先機関の存続を強く主張していきたいと考えています。

今後、この取り組みをより強固なものとするためには、市議会議員をはじめ、市民の皆様のお力添えが不可欠でございますので、何とぞ力強い御協力をお願い申し上げます。

残余の質問につきましては、健康福祉部長、教育次長より答弁いたさせます。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　ありがとうございました。

若干質問をさせていただきますけれども、県庁機構改革の指針の中間案が９月に出されております。このときに、９月２０日から１０月２０日までの約１カ月間、中間案に対する意見の募集が行われておりまして、２４名、５２件の意見が出されたようでございますが、その一つ一つに対して県の考え方が示されております。

例えば、次のような意見がございます。出先機関の統合については、市町村と十分協議し、地域の実情に沿った方向で進めていただきたい。また、事務所の位置も含め、住民の利便性、サービスを十分考慮し、慎重な検討をお願いしたい。これに対して県は、今回の出先機関の再編については、地方分権や市町村合併が進む中で、県として広域的な処理体制と業務の高度専門化を図るために必要な取り組みと考えており、統合による現地サービスへの影響についても検討し、対応することとしていますと、こういう回答が出されております。

今回、防府市にある県の出先機関のほとんどが廃止または統合の対象となったわけですけれども、これほどの影響の大きい問題につきまして、これまでこの問題で協議が行われ

たことがあったのかどうか、県から話があったのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　総務部長。

○総務部長（嘉村　悦男君）　お答えします。

協議はございませんけれども、懇話会委員として、私は総論的な意見を述べてまいりました。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　このことが統合あるいは廃止がいかに影響が大きいか、ここに私は健康福祉センターの１年間の相談件数、許可免許申請件数の資料をいただきましたけれども、例えば許可免許申請では、保健・難病にかかわって１，９０３件、食品・環境など、この申請が２，６９７件――年間ですよ。それから相談では保健・難病等は１，６６７件、食品・環境などについては３５１件と、こういう申請や相談が集中をしております。まさに防府市民の健康の保持と増進を図る中心的な、もちろん市保健センターとともにですけれども、こういう役割を健康福祉センターは持っているんじゃないかというふうに思います。

また、私は最近、県の土木事務所に相談に行くことがございました。それは、県道沿いの街路樹が伸び過ぎて非常に見通しが悪くて、通学路でもありますので、危険だということで、この枝葉を切ってほしいという、周辺の方とともに要望を行ったわけですけれども、職員の方の机には、いろんな相談書が山積みされておりましたので、大変時間がかかるんではないかなというふうに思っていましたら、２日後には、もう問題が解決をいたしました。もう市内の県道の状況は知り尽くした職員の方が、その日のうちに現場を見て対応された結果です。身近に県の出先機関があって、気軽に相談に行くことができる。市内の状況に精通した職員の方の誠意ある機敏な対応に、地域の方の本当に行政への信頼が大変大きいものがこのときありました。

ですから、こういった機関が統合され、防府からなくなるということは、本当に市民にとって大変なことなのだということを改めて痛感いたしました。企業や住民団体、市など公的機関等に、あらゆるところで今回の出先機関の統合廃止は大きな影響がございます。

市長の方から、強くこの点については要望していきたいという強い御決意のほどもお伺いいたしましたので、ぜひ県の一つ一つの出先機関の役割をいま一度認識をして、存続がされるよう強い働きかけをお願いしたいということを改めてお願いしておきます。よろしくお願いいたします。この項は、これで終わります。

○議長（久保　玄爾君）　それでは、次は障害者自立支援法制度について、健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下　陽平君）　御質問にお答えいたします。

本年１０月末に成立いたしました障害者自立支援法は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援を目的に提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、新たに共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することを目的とし、原則としてサービスに要する費用の１割負担となる法律でございます。

御質問の国の利用者負担額の軽減対策でございますが、まず福祉サービス関係では、利用者の属する世帯の収入等に応じまして、月額上限額が設定されております。さらに、市町村民税非課税世帯の方につきまして、障害者本人の資産等が少ない方につきましては、個別減免と社会福祉法人減免が受けられる制度となっております。

個別減免につきましては、グループホーム入居者と２０歳以上の施設入居者の方を対象に、月額の収入が障害基礎年金２級程度の約６万６，０００円までの収入の方は自己負担額がなくなります。また、月額の収入が約６万６，０００円を超える方に対しましても、月額収入に応じまして、月額の負担上限額を設定しております。

社会福祉法人減免につきましては、通所サービス、ホームヘルプ利用者や２０歳未満の施設入所者を対象に、預貯金等の額が基準以下の方に対しましては、月額上限負担額が減額される仕組みとなっております。

また、施設入所者の食費、光熱水費や通所サービス利用時の食費等につきましては、原則、利用者の全額自己負担となりますが、負担能力に応じまして、補足給付を行って軽減することになっております。

自立支援医療費の軽減対策につきましては、福祉サービス関係と同様に、所得の低い方や継続的に相当額の医療費負担が発生する方には、より低い月額上限額が設定をされております。

次に、サービスの内容、体制でございますが、自立支援給付と地域生活支援事業に再編されます。自立支援給付では、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の給付となっております。新法では、介護給付、訓練等給付については、介護保険制度と同様に、全国共通の調査項目により１次判定を行いまして、介護給付を希望する場合には、市の審査会におきまして障害程度区分を認定し、サービス利用について支給を決定することとなります。

介護給付には、居宅介護のほかに９種類の給付があり、平成１８年４月から給付するものと、平成１８年１０月から給付するものがございます。

訓練等給付は、自立訓練のほかに３種類あり、介護給付と同様に、平成１８年４月から

給付するものと、平成１８年１０月から給付するものがございます。

また、地域生活支援事業では、義務事業として、相談支援事業のほかに４種類の事業があり、任意事業については、現時点では明確なものがございません。施設の体系、事業体系の見直しについては、おおむね５年を目途に新体系に移行することになっておりますので、平成１８年１０月以降、サービスの給付を受ける体制がすべての施設において施行後、直ちに新体系に移行することは難しいものがあると考えております。

しかしながら、現在、施設に入所または通所している方については、平成１８年１０月以降、５年間は経過措置がございますので、当該施設での利用ができることになっております。

在宅における居宅介護等のサービスには、障害程度区分によってどのような影響が出てくるのか不明な点があり、国の政令等によって、今後、明確になるものと考えております。

新規事業として、就労支援がありますが、平成１８年１０月からの訓練等給付によりまして、就労移行支援、就労継続支援の給付が始まります。就労移行支援では、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、期限を設けてのプログラムにより、職場実習などの訓練が受けられます。また、就労継続支援では、通常の事業者に雇用されることが困難な方を対象として、継続的に就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練等を行うことになっております。

本市といたしましても、福祉と雇用の連携による就労支援の強化を行うこの事業を効果的なものとするためにも、防府公共職業安定所などの関係機関との連携のもと、各種制度の普及啓発により、障害者の方の就労に対する理解を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　御丁寧な御回答をいただきましたけれども、このたびの障害者自立支援法の最大の問題点、これは応益負担導入による利用者の方々の負担増なわけです。答弁にもありましたように、国は負担緩和措置を打ち出しました。しかし、本当に障害者の方々の福祉サービスを利用する際に負担緩和につながるのかどうか、この点が問題なんです。

いろいろ国会の質問の状況や調査をいたしましたけれども、例えば、こういう事例が出てまいります。低所得世帯に対する上限額の設定、今、御答弁にもありましたけれども、これにつきましては、障害年金２級といいますと、月額は大体６万６，０００円ぐらいですが、相当の収入の方で、上限額が１万５，０００円なんです。同じく、例えば１級の場

合、これは障害年金１級は月額約８万３，０００円相当の収入ですけれども、２万４，６００円もの上限額が設定をされております。つまり、収入の２割から３割を納めなくてはならない、こういう状況なんです。

それから、国会でも問題になりました作業所、授産施設などの通所施設の負担ですけれども、これまで大体９５％と言われましたけれども、９５％の通所者の方々が無料だったんですが、法では課税世帯の利用者負担が月２万９，２００円になり、受け取る工賃は大体平均月７，３００円ぐらいなんですけれども、７，３００円にしかならないのに、賃金を上回る料金がかかる。減免はされても負担は１万２，６００円で、やはり工賃を超える負担だということで、果たしてこれが自立支援かという、こういうことが国会の審議の中では言われました。

また、入所施設の場合も大変深刻なんですが、預貯金が一定額以下の入所者のためにつくったという個別減免というのがございます。入所者の収入のうち、手元に残せる生活費というのは月２万５，０００円で、あとはすべて負担となる仕組みになっています。月２万５，０００円、１日わずか８００円を残して、あとは負担しなければならない、こういう状況がこれから生まれてくるわけです。これが果たして障害者の方々の自立支援をする法律だろうか。このことが国会ではいろいろ審議されまして、もう急いでこの法律が制定されたれものですから、今、障害者の方々、大変不安を持っておられます。

こういった過酷な状況が今後生まれるわけですけれども、市として障害者の実態にあった、国制度を補完するような負担軽減策をとれないだろうか。もう頼むのは市町村の、本当に防府市が福祉都市宣言にふさわしく、もっと障害者の方々の声を聞くという姿勢がとれないだろうかという、こういうことなんですが、部長さん、いかがでございましょうか。

○議長（久保　玄爾君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下　陽平君）　確かに議員がおっしゃいますように、内容的には大変厳しいものがございますが、これはあくまで国の方が新たな制度をつくって動いております。したがいまして、自立支援法の制度による負担軽減ということで、単市でのそれに対する上積みということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　なかなか介護保険につきましても、この障害者福祉につきましても、独自の施策がなかなかやっていただけない状況ですが、その努力もぜひお願いしたいということと、国に対しましても、負担方式の見直しあるいは軽減策について障害者

の方々の実情を訴えて、ぜひ要望を行っていただきたいというふうに、これは強くお願いをしておきます。

ところで、この障害者自立支援法は、障害者が知りたい制度変更の骨格分、つまり大事なところが２１３項目にわたって政省令とか、告示にゆだねられております。この法は通したものの、大事な部分が後に回されて、大変、今、現場では混乱をしている状況ではないかというふうに思いますが、今後どういう段取りと手続で福祉サービスの利用申請を行っていくようになるのか。２１３項目にわたる政省令、告示が来ないとわからないという部分もありますけれども、障害者の方々はどういう申請をして、どういうふうに福祉サービスの手続をしたらいいのかという基本的な手続の方法、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下　陽平君）　現時点でわかっていることでお答えをいたします。

まず、この自立支援法では、１０６項目の調査による１次判定が行われます。介護給付のサービスを利用される方には、医師をはじめとする有識者等の委員による審査会で、主治医の意見を参考にして、障害の程度区分を判定することになっております。この障害程度区分は、国は６段階程度を考えているようですが、介護保険と同様の程度区分を設定することになるのではないかというふうに考えております。

この判定結果と障害者御本人のサービス利用の意向を踏まえまして、市においてサービス料の支給決定を行うことになります。その支給決定に基づきまして、利用者と支援を提供する業者が契約を締結し、サービスの提供を受けることは、現行の支援費制度と同様となっております。

以上です。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　まだわからない部分がたくさんあるわけです。この障害者自立支援法にさまざまな問題点があると思いますが、障害者の方々にとって、このサービス利用の手続を含む、こういった点、もう少しいろんな形で周知をしていく必要があると思いますが、市においてはこの制度の周知をどのように進めていかれるのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下　陽平君）　周知の仕方についての御質問でございますが、まず市広報やインターネットのホームページに掲載いたします。同時に、関係機関での説明会を行い、周知を図ってまいりたいと思います。また、申請等が必要な方に対しましては、文章による通知を考えております。

以上です。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　この障害者自立支援法、意見を述べさせていただきましたけれども、この法が施行されるについては、まだまだ細かい部分がわかっておりません。わかっていないのにプラス、この応益負担という大変な問題が今後かかってきますので、ぜひ障害者の方々、そして家族の方々、関係者の声をよく聞いて、そして国に言うべきことはしっかりと言う、こういう姿勢で今後取り組んでいただきたいというふうに要望をしておきます。

以上です。

○議長（久保　玄爾君）　それでは、次は教育施設の整備について。教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　それでは、まず小・中学校の校舎の耐震化についての御質問にお答えをいたします。

校舎及び屋内運動場の耐震診断につきましては、議員御指摘のとおり、第１次診断を平成１５年度から１７年度で実施する計画でございましたが、小・中学校以外の市有施設とあわせ実施することとなりまして、平成１８年度で第１次診断を終える予定でございます。

また、市の耐震化に関する計画策定委員会につきましては、第１次診断を終える平成１８年度中に開催し、耐震化基本計画を策定する予定でございます。その後、耐震化基本計画に基づき、第２次診断を実施いたします。

最後に、老朽化した屋内運動場の改築についての御質問でございますが、屋内運動場の増改築につきましては、平成１８年度で佐波小学校屋内運動場を新築し、その後は小学校は大道小学校、中学校は華西中学校と右田中学校の屋内運動場の増改築を計画しております。

増改築の実施計画につきましては、国の補助事業採択の関係はございますが、毎年１校ずつ増改築ができるよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　ただいまの御答弁を聞きますと、耐震診断については、平成１７年で診断をすべて終えることができないということで、平成１８年まで延びるということですけれども、平成１５年、１６年、そして１７年、今年度の診断された棟数は大体どのくらいだったのか。それから費用について、どのくらいかかったのか、実績を、数字がありましたら御答弁、お願いしたいと思います。そして、残りは何棟ぐらいあるのかということで、数字の方、よろしくお願いいたします。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　年度ごとに申し上げますが、平成１５年度は校舎が１２棟、屋内運動場１棟、計１３棟を実施いたしました。この１５年度の分は診断委託料としまして約４４２万３，０００円でございます。それから、平成１６年度は校舎が２０棟、そして屋内運動場が３棟、計２３棟でございますが、このときの診断委託料は５０４万円でございます。それから、１７年度は、現在作業中でございますけれども、校舎が１０棟、屋内運動場が１棟、計１１棟でございます。予算的には７００万でございます。あと、残りとしまして、１８年度にやるわけでございますが、校舎が１１棟、屋内運動場が５棟、これで合計、全部の合計が校舎が５３棟、屋内運動場１０棟というような形になっております。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　平成１７年で終わるということが、終わることができなかったと。来年度は確実に診断できる見通しがあるのかどうか、もう一度御答弁、お願いしたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　これは私が答えることかどうかはよくわかりませんが、それぞれ年次計画に沿って進めてまいっております。あと、残りも、市有施設との関連もございますけれども、できる限り１８年度で終わりたいというふうに思っております。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　文部科学省が、市町村に対しまして、ことし１月に行った調査によりますと、全国的に、壇上でも申し上げましたように、耐震化は進んでいないわけですね。その進まない理由として、約７割が耐震補強の事業の予算措置が困難である。また、約６割が耐震診断の経費の予算措置が困難である。要するに、補強の事業と、それから診断の経費の事業、この予算措置がなかなか難しいということで、財政面での問題点を指摘した、こういう回答が多かったわけです。市としては、今後診断を終えて改修なりしていくわけですけれども、財政的負担をどのように考えておられるのか。大変な負担がかかってくると思いますが、そのあたり御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久保　玄爾君）　教育次長。

○教育次長（和田　康夫君）　当然、改築等を行えば、相当な経費がかかるということでございます。この点については、当然、国等も、これは全国的な問題でもあろうかと思います。そういった面で、こちらの方も引き続き、国及び県に対しましてその事業の拡充ということを要望していっております。ことしの７月にも、県の公立学校施設整備期成会というところからも通じまして、こちらからの要望を伝えたところでございます。

○議長（久保　玄爾君）　１１番。

○１１番（山本　久江君）　ここに、文科省の専門家会議が３月１８日に公立小学校の耐震化の重点を建てかえから改修に移すよう提言する耐震化の推進など、「今後の学校施設整備のあり方について」という、こういう報告書を文部科学省に提出をしております。

それをちょっと若干ポイントだけ読みますと、「地震時における子どもたちの命を守ることはもう喫緊の課題だ」ということで、兵庫県の南部地震あるいは新潟県の中越地震などの例を挙げて、「学校施設における耐震性の確保は急務であることから、限られた予算でできる限り多くの施設の耐震性をより早急かつ効率に確保するためには、建てかえが中心になっている方法を改修へ転換する必要がある」というふうに報告をしております。そして、現在耐震性が確保されていない建物のうち、倒壊あるいは大破の危険性の高いと考えられる建物、これは５年間で実施をするように提案をしております。

あわせて、国の財政支援も強調しているわけですけれども、改修になるかあるいは建てかえになるか、その学校の様子で違ってくるわけですが、一日も早く診断を終えて、早急な建てかえあるいは改修がされるように、また予算措置も講じられるように国へ要望をしていただきたいというふうに思います。学校耐震化は、これで終わります。

それから、屋内運動場の件ですけれども、これは毎年１校ずつ計画をしていきたいという、考えていきたいという、こういう御答弁をいただきました。非常に積極的な御回答であったと思います。かつて屋内運動場、多くの議員の方から改築の要望が出されて、その計画性がいかがなものかという、こういう質問の中でも、なかなかこういった前向きな答弁はいただけませんでした。

しかし、毎年１校ずつという、こういう御回答は積極的に評価をしたいというふうに思いますが、しかし、問題なのは昭和３９年に建てられました華西中学校、それから大道小学校、築後４０年経過をしております。本当に待ったなしの状況です。市長さんも大道小学校にも華西中学校にも行かれたと思いますが、例えば華西中学校の屋内運動場の前に立って、これが本当に教育施設であろうか、大道小学校の屋内運動場の中に入りますと、本当にこれが教育施設であろうかと、こういうふうに思われると思うんです。もう待ったなしの改築です。

ぜひ、毎年１校ずつという積極的な御回答をいただきましたけれども、この２つの学校につきましては、ぜひ新年度、改築をお願いをしたい。もう本当に私はこれ最後の質問になろうかと思いますけれども、ぜひ、議長さんも副議長さんもいらっしゃいますけれども、この４０年を経過した屋内運動場で子どもたちが学んでいる、地域の方々がここで交流の場として使っておられる、これはもう限界ではないでしょうか。

私も、本当に毎日毎日子どもたちの姿を見ながら、非常にこの改築は急がねばならない、急ぐべきだ、そして予算も今年度５億円も出されて、補正予算で組まれておりますけれども、予算的にも、市長さんの決意次第では十分に対応できる額と思いますので、そのあたり市長さん、御決意のほどをお願いしたいと思います。これは最後の質問でございます。よろしくお願いします。

○議長（久保　玄爾君）　市長。

○市長（松浦　正人君）　議員御指摘のとおりでございますし、言われるまでもなく、非常に急いでおるということはよく認識をしておりまして、私も毎年１校ずつ必ず、今までは２年に１校、あるいは３年に１校というような感じでしか対応できなかったわけですけれども、いよいよ毎年１校ずつ踏み出していける、また踏み出していこうと、そういう指示をしているところでございまして、今のお話でございますと、最初の年度は２校ということになるのかなと思いながら、頭の中を今、一生懸命回らせておったわけでございますけれども、御期待にこたえられることができれば、私もうれしいなと、そう思っているところでございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保　玄爾君）　以上で１１番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、１２月２２日午前１０時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後　２時４１分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成１７年１２月１３日

防府市議会議長　　久　保　玄　爾

防府市議会議員　　中　司　　実

防府市議会議員　　山　田　如　仙